

典型的銀行券論：飯田教授の単純商品流通視角について

岡橋，保

<https://doi.org/10.15017/4362540>

出版情報：経済學研究. 27 (6), pp.1-56, 1962-02-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



典型的銀行券論

——飯田教授の單純商品流通視角について

岡 橋 保

- 一 ま え お き
- 二 銀行券の本質の「ほんらしい」なものと「追加的」なもの
- 三 銀行券の擬制資本規定
- 四 典型的銀行券
- 五 貸付規定の失踪

一 ま え お き

兌換停止下の銀行券の本質論争において、これまで自己の見解をただ消極的にしか発表されなかつた飯田教授が、いまや、「不換銀行券研究の方法と課題」(バンキング、昭和三十五年十月号)と「銀行券の総運動と物価の変動」(経済学雑誌、昭和三十六年十月号)のなかで、はじめて積極的な形で表明されるにいたつた。⁽¹⁾ 銀行券論争のはじまつた昭和三十一年らしい教

授は、銀行券の本質を金債務証券にもとめて、その「貸付」規定については執拗に沈黙をつづけてこられたが、昭和三十五年十月に発表された前掲の「不換銀行券研究の方法と課題」において、銀行券の擬制的利子つき資本としての本質・運動を述べられるにおよんで、ここに、はじめて、銀行券が「ただの」金債務証券ではなく、それが「貸付」けられた金債務証券であるものも存在することを明らかにされたのであった。

(1) 飯田繁「不換銀行券研究の方法と課題」(パンキング 第一五一号 昭和三十五年十月号)、「銀行券の総運動と物価の変動」(経済学雑誌 第四十五卷 第二、三、四号 昭和三十六年八、九、十月号) 参照。以下の引用では、前者を「課題」、後者を「銀行券の総運動」と略称する。

飯田教授は、論理の展開の順序にきわめて厳正であって、一步一步と理論をつみかさねていこうとされるので、銀行券の本質を「貸付」けられた銀行の「手形」であるとする私見に反対されて、終始、金債務証券であることを強調され、銀行券がいまだ「貸付」の規定のふくまぬは、だか、「手形」であるとされて、銀行券の擬制的利子つき資本としての規定をはじめから持ちだす私見にたいして、その理論段階の「混淆」をひどく気にしておられたようであった。けれども銀行券の本質論におけるこのような貸付規定の忌避は、銀行券の貨幣論の規定、すなわち教授のいわゆる銀行券の「信用貨幣」としての本質・運動にかんするかぎりであって、一步、銀行券の信用論の規定に足をふみ入れると、その利子つき資本としての本質・運動を論じなければならぬかぎり、いつまでも「貸付」の規定にふれないではおられないわけである。だから飯田教授の私見にたいする批判は、これまで、もっぱら「貨幣論の規定」からのみなされていたといわれるのであって、いまや、「信用論の規定」の理論段階にあっては、銀行券がもはやはだかのままの銀行手形(「金債務証券」)ではなくて、「貸付」けられた手形として、その擬制的利子つき資本としての規定が銀行券の本質として認めてよいこととなる。

ここにおいて、銀行券の本質にかんする飯田教授と私見との相違点は、ただ、貨幣論の規定における「金」で支払われなければならない債務証券（手形）か、あるいはそうでない手形（債務証券）かという、一点にすぎないものように見えるのである。

ところが事柄はそれほど単純なものではなかった。というのは、飯田教授にあっては、銀行券にとって金債務証券という貨幣論の規定は「ほんらいの、ひとつの本質」であるのたいして、利子つき資本という信用論の規定は「もうひとつの追加的な本質」にすぎないからである（傍点・岡橋）。さらに重要なことは、銀行券のこのような二つの本質の規定が結合して不可分離の関係にあるばあいもあれば、また金債務証券という貨幣論的な本質規定しかもたない銀行券もあるということである。このことは、とくに、牢記さるべきであって、教授にとつては、この貨幣論的な規定こそが、すべての銀行券に共通するところの「ほんらいの、ひとつの本質」であるようでもあるからである。⁽²⁾

(2) 飯田「課題」(バンキング 第一五一号) 六〇頁注(6)参照。

銀行券論争の発端となった飯田教授の著書『利子つき資本の理論——マルクス信用理論の研究』(昭和二十九年初版)において、教授は、擬制資本としての本質的な差別から銀行券のなかに金準備銀行券と金無準備銀行券との二つの異質的なものを区別されたが、⁽³⁾銀行券の本質的同一性とその運動における差別性を説く私の飯田教授にたいする批判(金融経済昭和三十一年八月号)⁽⁴⁾に当面して、教授は私見に対する反批判(経済評論 昭和三十一年十二月号)⁽⁵⁾においては、すべての銀行券の金債務証券としての本質的同一性を強調されたが、なお「制限された兌換銀行券」と「完全ないみでの兌換銀行券」との区別をしのばせて、三宅教授の飯田批判(経済評論 昭和三十三年三月号)⁽⁶⁾をうけたことは、周知のとおりである。ところが飯田教授

は、この三宅教授にたいする反批判（金融経済 昭和三十一年八月号）において、ふたたび金準備銀行券と金無準備銀行券のちがいをもちだされ、あるときは銀行券の本質的無差別論に立つかとおもえば、またあるばあいには銀行券の本質的差別論に拠って論陣をはられ、いまや教授の積極的理論の総まとめにおいては、前述のように、銀行券のなかに「ほんらいのひとつの本質」と「もうひとつの追加的な本質」の二つのものを説き、これら二つの本質を具備する銀行券と一つの本質しかもたない銀行券とを区別される。このように飯田教授は、銀行券の本質にかんして、時により、ばあいに応じて、あれこれいろいろな本質論をたくみに使いわけしておられるのであるが、「雀百まで踊りわすれず」のたとえもあるように、銀行券の貨幣論的規定にあっては、その本質・運動の同一性から銀行券のなかに本質的無差別性を拒否しつづけることのできた教授も、いまや銀行券の信用理論的規定を論ずるにあたっては、銀行券の運動のちがいにいつまでも眼をつぶっているわけにもいかなくなって、ついに、銀行券のなかに本質的にちがったものを区別づけなければならない羽目におちいられたようである。

- (3) 飯田繁『利子つき資本の理論—マルクス信用理論の研究』（昭和二十九年初版）二〇二—三頁、二九四頁および四〇〇頁参照。
これらの点については、昭和三十三年の改訂版においてもなんら変更は見られない。以下とくに必要なばあいの外は、改訂版の頁数を示す。

- (4) 拙稿「不換銀行券」（金融経済 第三九号昭和三十一年八月号）なお拙稿「信用と貨幣流通」（『講座・信用理論体系』第一部 基礎理論篇（下） 第七章）六三—六頁注(5)、および七〇頁参照。

- (5) 飯田「兌換銀行券と不換銀行券—岡橋保教授の所説をめぐって」（経済評論 第五卷 第一二号 昭和三十一年十二月号）参照。
(6) 三宅義夫「兌換銀行券と不換銀行券—岡橋・飯田両教授の所説によせて」（経済評論 第六卷 第三号 昭和三十一年三月号）

参照。

(7) 飯田「ふたたび兌換銀行券と不換銀行券V—三宅義夫教授の批判にたいして」(金融經濟 第四五号 昭和三十二年八月号) 参照。

以上のように飯田教授の銀行券本質観は、あるいは二元論であったり、ある時は一元論になったかとおもえば、ふたたび二元論にもどって、銀行券の運動の二様性あるいは単一性を強調されて、私見の銀行券本質における同一性とその運動の差別性の理論にたいして極力反対してこられたのであった。飯田教授の銀行券本質観におけるこのような変遷、動揺は、いつに教授の銀行券金債務証書説に因るものではあるが、かかる混沌のなかから教授の立つておられる理論的基盤、その視角なるものも一つのヴィジョンとなって想見される。このヴィジョンは、もちろん、教授が銀行券の本質を金債務証書のなかに求められた時に、すでに、決定づけられていたものではあった。教授のこの視角ヴィジョンは、すでにいろいろな表現のはしげしをおして見えかくれしてはいたものの、いまここで、こうして積極的に銀行券の本質・運動にかんする二元論を眼のまえにみせつけられては、かかるヴィジョンにたいして最初わたしのいだいた予感が、決して根柢のなきものではなかったことが明らかとなった。

この小篇は、飯田教授の銀行券本質観が二元論としてかたまってくるにしたがい、教授の単純商品流通視角がしだいに明確なヴィジョンとなって成熟してきた過程を追求したものである。

二 銀行券本質の「ほんらい的」なもの 「追加的」なもの

ちかごろ、飯田教授は、銀行券の本質についてかわったことを強調されるようになった。これまで、貸付けられた銀行手形＝債務証書である銀行券をば、その「貸付」けられた点にはふれられずもっぱらその（金）債務証書であることのみを強調してこられた教授が、銀行券の「もうひとつの追加的な本質」（傍点―岡橋）として、その「利子つき資本（擬制的）」、すなわち「貸付け」られて出てきたものである点を強調されるようになられたということ、がそれである。すなわちこれまでの教授は、「たんなる貨幣の規定段階での論理」のうえでものを言っておったのだといわれるわけであって、いまや、このような「貨幣の理論としてだけでなく、さらにまた信用の理論」のなかで、銀行券の擬制資本としての性格、すなわちただの銀行手形＝金債務証書だけではなくそれが貸付けられた銀行手形＝金債務証書である点をも、あわせて考察しなければならぬことを強調される。³⁾

(1) 飯田繁「課題」(バンキング 第一五二号) 六〇頁注(6)参照。

(2) 「課題」六〇頁参照。

(3) 「課題」六二―三頁参照。

いま飯田教授の銀行券本質観における変遷のあとを、教授のことばによってあとづけておこう。

その著書『利子つき資本の理論』のなかで、飯田教授が、「金属準備によって保証されていない銀行券部分は、貨幣としての性格においても、金属準備によって保証されている銀行券とちがい、厳密に言えば、じつは信用貨幣ではなく、たんなる価値表章とおなじ——国家によって強制通用力があたえられるかぎり——であるだろう」としておられる点にたいして、三宅教授は、つぎのような批判をされた。⁵⁾ すなわち、「右で、厳密に言えば、じつは信用貨幣ではなく、 \vee といっておられるのは、銀行券の本質について本質的な誤認をされているのである」と。その理由は、「銀行業者は無準備の自己

にたいする債務、支払約束を負うことによって貸付を行うという点にこそ銀行信用の銀行信用たる所以がある」のだからであって、信用⇨債務の通貨形態、流通する信用⇨債務の存在形態にすぎないところの銀行券が、三宅教授のいわれるように、「たんに、価値表章——不換国家紙幣のような——とは区別がある」(傍点―岡橋)ばかりでなく、さらに金で保証されていないたんなる商業手形⇨債務証書とも厳密に区別されなければならないのである。

(4) 飯田繁『利子つき資本の理論』(改訂版) 四〇〇頁参照。

(5) 三宅義夫「兌換銀行券と不換銀行券―岡橋・飯田両教授の所説によせて」(経済評論 第六卷 第三号 昭和三十一年三月号) 一一五頁注、および一二四頁参照。

この三宅教授の批判にたいして飯田教授は、つぎのように反駁される。「(三宅)教授が「無準備の自己」⇨、いいかえれば「仮空」⇨——教授の好んでもちいられる用語——にたいする債務を負うことによって行う貸付のなかに銀行信用の本質、したがって信用貨幣の本質をみようとされるのにたいして、わたくしは「貨幣にたいする債務請求権」⇨のなかに信用貨幣の本質をみようとす。信用貨幣はあくまでも貨幣債務請求権でなければならぬ、というのがわたくしの見解である」(傍点―岡橋)と。だから飯田教授にあっては、その債務証書⇨手形が「貸付」によって出てきたものであるかどうかということは銀行券の本質にとつてまったくどうでもよいわけであって、それがただの金債務証書⇨手形でさえあればよいというにある。⁽⁶⁾

(6) 飯田繁「ふたたび兌換銀行券と不換銀行券」⇨三宅義夫教授の批判にたいして」(金融経済 第四五号 一九五七年八月号) 四三頁参照。なお教授はこんちにおいてもこう述べておられる。「発券銀行の貸付(手形割引もふくむ)によってでてくる兌換銀行券の総運動が、他の発行方法でてる兌換銀行券のそれから区別される特徴的な一点は、へげんじつの流通過程」⇨のそとでのその運動様式―そこへいりこむ仕方や、そこからでてゆく仕方―のなかにある。というのは、兌換銀行券の発行方法のちがいに

よつては、兌換銀行券の信用貨幣としての本質はなんの変化もうけないが、兌換銀行券の擬制資本としての本質はたがいにちがつてくるからである。兌換銀行券は、どんな方法で発行されようと、いちように、発行銀行のたす金債務証券＝信用貨幣（国家の追認によって、発券銀行がいの持ち手にとつての法定支払手形となるところの）であり、したがって、《げんじつ¹の流通過程》ではその《貨幣＝現実的金との同一性》という性格にもとづいて貨幣流通の法則に支配されて運動する（「銀行券の総運動」）（一九二〇頁参照）。そのほか二頁、二五頁、同じ論文の（一）の二七七八頁、さらに「課題」（バンキング）五一頁など参照。

ところが、いまや飯田教授は、金債務証券＝貨幣債務請求権というのは銀行券の「ほんらいのひとつの本質」であつて、そのほかに「もうひとつの追加的な本質」として、銀行券は「利子つき資本」でなければならないと強調されるようになられた。すなわち、「兌換銀行券がもうひとつの、手形割引・諸貸付ルートをとつて発行されるということは、銀行業者あての手形、すなわち、銀行業者の金債務証券が、そのまま利子つき資本（擬制的）に転化、されるということを意味する。こうして兌換銀行券は、あたりに、利子つき資本の属性をかちとる。」（傍点―罫橋）。「このルートをとおして発行された兌換銀行券は、商品流通の内在的要請におうじてだされたものだから、とうぜんげんじつ¹の流通過程のなかにいりこまなければならぬ。そのげんじつ¹の流通過程での兌換銀行券の運動は、さきにあきらかにされたように、貨幣流通の諸法則にしたがう。すなわち商品転態をたすけるものとして、兌換銀行券は、あるいは購買手段としての、あるいは支払手段としての貨幣にかわつて、ちやうど貨幣が運動するように運動する。ところが、他面、兌換銀行券のこの貨幣的機能がおわろうとおわるまいと、貸付・借入によつて発行された兌換銀行券は貸付・借入期が切れれば――借換によつて延期されなばいには――回収・返済されなければならない。銀行業者の手もとへの兌換銀行券の還流は、利子つき資本のさいしょの譲渡にたいするさいごの復帰運動にはかならない。」ところが、この銀行券の二重の運動は、その二重の本質に

もとづくのだといわれる。すなわち、「兌換銀行券は、一方げんじつの流通過程のなかでは貨幣流通の法則にしたがって運動しながら、他方げんじつの流通過程のそこにある△独特な流通過程」(Kapital, III, S. 372)のなかでは利子つき資本の運動法則にしたがって運動する。兌換銀行券のこうした二重の運動は、兌換銀行券の本質が、一面では現実的金とおなじもの「金債務証書」(岡橋)であり、他面では銀行信用の關係につながるもの、あるいは、そのまま利子つき資本(といっても擬制的な)そのものであるというじじつに由来する。⁽⁹⁾またあるいは、「信用貨幣(Ⅱ「兌換銀行券」(岡橋))が銀行業者の手もとに還流するのは、じつは、金債務証書(債権者にとつての債務請求権)としてのほんらいのひとつの本質に起因しているのではなく、貸付によってあらたにもちえたところの利子つき資本としてのもうひとつ⁽¹⁰⁾の追加的な本質にもとづいている——この点で、おなじく債務請求権とよばれる商業手形とはちがう——のである」と。

(7) 「課題」五八頁参照。

(8) 「課題」五七頁参照。

(9) 「マルクスが信用貨幣そのものは、それが名目価値の額において絶対的に現実的貨幣を代表するばかりにかぎって、貨幣であるにすぎない。…貨幣への兌換、…現実的金との同一性」(Kapital, III, S. 561)という規定をあたえたのはこのほんらいの信用貨幣にたいしてであって、それはまさにいいつでも貨幣と交換される銀行券、すなわち兌換銀行券のほかにはない。「およそ、銀行券がほんらいの信用貨幣であるのは、それが論理的にも歴史的にもともと不換銀行券ではなく兌換銀行券であるからなのだった」。(飯田「課題」五一頁参照)。このように飯田教授にあっては、「ほんらいの信用貨幣すなわち兌換銀行券」なのである。「課題」六〇頁注(6)参照。

(10) 「課題」五九頁参照。

このように銀行券は「二重の本質をもち二重の運動をおこなう」のであるから、それをたんに信用貨幣Ⅱ金債務証書で

あるという銀行券の貨幣論的な規定から分析するだけでは一面的であり、また、他方、擬制的利子つき資本としての銀行券の信用論の規定を考察するだけでもいまだ不充分である。「兌換銀行券の総運動過程においては、たんに貨幣流通の法則だけにとらわれてはならないし、また、利子つき資本の還流法則だけに眼をうばわれてもならないのであって、運動のしかたにおいて貨幣の運動規定と利子つき資本の運動規定との二つの運動規定がここではかたく結びあわされている、ということにわれわれはあくまでも細心な注意を払わなければならぬ」わけである。⁽¹¹⁾ところがそうはいわれても、飯田教授の強調されるところの銀行券の本質の二面的規定は、貸付けられた銀行手形＝債務証書という私のいわゆる本質規定とはにてもつかないものようである。すなわち、「岡橋」教授は、銀行券をA貸付けられた手形Vとみ、このA貸付けられた手形Vのなかにまた商業貨幣とはちがうものとしての信用貨幣の本質をみとめられたわけだ。しかし、貸付は、そういうものとしての信用貨幣のばあいでも、その本質を必然的に形成する、とはいえない⁽¹²⁾といわれる。

というのは、飯田教授にとって擬制的利子つき資本としての本質規定は銀行券の「ほんらいのひとつの本質」ではなくて、「もう一つの追加的な本質」にすぎないからなのであるか！

(11) 「課題」五七頁参照。

(12) 「銀行券の総運動」(二)五頁注(6)参照。

では、銀行券の本質にとって「ほんらい的」なものと、その「追加的」なものとは、一体、なんであるのだろうか？

銀行券の本質の二重性についてマルクスの古典的規定を解釈しながら、飯田教授はつぎのように述べられる。「現実的金は、げんじつの流通過程のなかにいりこむためには、あらかじめどうしても利子つき資本の貸付運動をきりひらかなければ

ばならないといったようなものではないが、發達した銀行制度のもとで發行される主要な兌換銀行券部分は、げんじつの流通過程のなかにいりこむためには、△銀行業者あての手形▽（金債務証書）の貸付、すなわち信用そのものの貸付をとおさなければならぬという点で、兌換銀行券というほんらいの信用貨幣の運動は、現実的金そのものの運動とはちがって、うえのような二重なものとなることがさけられなかった。そこで、マルクスは、銀行券を説明するさいに、たんに△いつでも持参人になりたいして支払われうるところの、……銀行業者あての手形▽といただけではなく、さらにまたことばをおぎなつて、△そして銀行業者によって私人手形に代用されうるところの、銀行業者あての手形▽、すなわち、商業手形の割引によって利子つき資本として譲渡されうるところの△銀行業者あての手形▽だといったわけだった⁽¹³⁾と。しかも、ここでは、銀行券の金債務証書としての本質とその利子つき資本としての本質が、「まったく不可分的に結びあわされており、けつして機械的にきりはなせるものではない」⁽¹⁴⁾わけである。それでいて飯田教授は、これら二つの本質を「ほんらいのひとつの本質」と「もうひとつの追加的な本質」に「きりはなし」⁽¹⁵⁾、ことに後者の「もうひとつの追加的な本質」をもって銀行券の「本質を必然的に形成する」⁽¹⁶⁾（傍点原文のまま）ものでないことを論証しようとしておられるようである。

(13) 「課題」五八〜九頁参照。

(14) 「課題」六〇頁注(6)参照。

(15) 「課題」六〇頁注(6)参照。

(16) 「銀行券の総運動」(一)五頁注(6)参照。

手形割引やその他の貸出にもとづいて發行された銀行券にあつては、金債務証書と擬制的利子つき資本という二つの本質規定が、いっしょになっており、不可分離の関係にあるが、金の買上げによって發行された銀行券にあつては、金債務

証書という本質規定はあっても、あとの利子つき資本といういまひとつの本質規定は見あたらない。しかもこれら二つの銀行券が、飯田教授にとつては、いずれも「ほんらいの信用貨幣」⁽¹⁷⁾であり、まぎれもない真正正銘の「(兌換)銀行券」なのであるから、問題はややこしくなつてこざるをえない。そこで教授は、「貸付けられた銀行手形」というマルクスの古典の規定から、おもむろに、利子つき資本としての本質規定を「きりはなし」⁽¹⁸⁾てしまわれて、「金債務証書(≡手形―岡橋)であるということが、銀行券をほんらいの信用貨幣にしている」⁽¹⁸⁾のだといわれ、金債務証書≡手形が擬制的利子つき資本そのものとなつて流通界にあらわれなくとも、その「背後に銀行信用の諸關係をになつていのであるいじよう」⁽¹⁹⁾は、あるいは、また、流通界に出てきたのちに貸付けられて擬制(的利子つき)資本となりえさせれば、すなわち「可能的擬制資本、つうれいにはたんに擬制資本といつてよいところのもの」⁽²⁰⁾であれば、そのことによつてこの金債務証書は、「おなじく債務請求権(≡金債務証書―岡橋)とよばれる商業手形とはちが」⁽²¹⁾つて、れっきとした銀行手形、すなわち銀行券だといわれるわけであらう。

(17) 「課題」六〇頁注(6)参照。

(18) 「課題」五一頁参照。

(19) 「課題」五七頁参照。なお「銀行券の総運動」(一)一四頁注(14)参照。

(20) 「銀行券の総運動」(一)一九―三〇頁参照。なお教授によれば、「へげんじつの流通過程」のなかにいりこんだ不換銀行券が貯蓄性預金の形態に転化するためにふたたび「独特な流通過程」のなかにいりこむことができるかぎりでは、市中銀行にとつての擬制的利子つき資本に再転化してそういうものとして必然的な還流運動をすることができるであらうことはもちろんだ」と(同上論文(三)四七―八頁参照)。したがつておなじく貯蓄性予金となりうる金買上げ発行銀行券も、市中銀行にとつての「擬制的利子つき資本」となりえよう。しかし同一論文(一)の他のところでは、その本質は「一面では信用貨幣でありながら、他面では擬制的

利子つき資本ではない」ともいっておられる(三〇頁参照)。

(21) 「課題」五九頁参照。

「げんみつ」にいて「擬制的利子つき資本ではない」ばかりか「擬制資本」でも決してないところの金の買上げによってでる兌換銀行券を、飯田教授は、「正確には、可能的擬制資本」にすぎないものと「げんみつないみ」で考へてはおられながらも、つい、「つう、れい、には、たんに擬制資本といつてよいところのものだ」といい切つてしまへば、もはや、銀行券にとってそれが「現在」、「いま」擬制資本または擬制的利子つき資本であるのか、そうでないのかは問題とはなりえないであらう(傍点―岡橋)。そうして飯田教授にあつては、「兌換銀行券は、どんな方法で発行されようと、発券銀行が公衆にたいして負う信用そのもの」(金債務)であるといふ、信用貨幣なのであり、それが擬制資本であらうとなかうと信用貨幣でなくなるわけではないのであるから、すなわち「信用貨幣それじたい」としては、貸付の要因は必然的なものではない」のだから、擬制資本または擬制的利子つき資本という規定は、銀行券にとって決して「ほんらいのひとつの本質」といふほどのものではなく、ただそれが貸付けられたばあいにはじめてもつことのできる規定にはすぎなくとも、それでもなおこの「追加」された規定によつて、銀行券がおなじく債務証書といわれる商業手形から區別されるところの重要な「もうひとつの追加的な本質」規定だといわれるわけなのであらう。

(22) 「銀行券の総運動」(一)三〇頁参照。

(23) 「銀行券の総運動」(一)一六頁参照。

三 銀行券の擬制資本規定

マルクスによれば、「信用貨幣は単純な商品流通の立場からはわれわれにまだまったく知られていない諸関係をふくむ。しかし、ついでに注意しておくが、ほんらいの紙幣は流通手段としての貨幣の機能からうまれるのだが、信用貨幣は支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根源をもっているのである。」また「信用貨幣は、販売された諸商品にたいする債務証書そのものが債権を移転するためにふたたび流通することによって、支払手段としての貨幣の機能から直接に発生する⁽¹⁾」と。

(1) Marx, Das Kapital, I, SS. 132, 145.

飯田教授はこれらマルクスの言葉をつぎのように解説される。ここで「マルクスが信用貨幣といっているのは、銀行券だけでなく、商業手形をもさしているのだろう。そして、△単純商品流通の立場からはわれわれにまだまったく知られていない諸関係▽というのは、資本家的な形態の利子つき資本——銀行信用の諸関係のことであろう。そのかぎりでは、信用貨幣は銀行券のことではなければならない。というのは、商業手形は銀行信用とは本質的にちがう商業信用を物的にいいあらわしているものだからである。だから、商業手形は、ひろいみでなら信用貨幣だといえても、せまい・げんみつないみの信用貨幣の概念からはとりのぞかれねばならないだろう。商業手形は裏書によって商業流通のなかを再流通するかぎりでもしろ△ほんらいの商業貨幣▽であるならば、銀行券(や予金貨幣〔小切手の振り出せるもと〕)こそが△ほんらいの信用貨幣▽なのだ⁽²⁾」と。

(2) 飯田「課題」(バンキング 第一五一号) 五一頁参照。

これで見れば、「ほんらいの信用貨幣」としての銀行券は、「ほんらいの商業貨幣」とおなじように「金債務証書」であ

るといっただけではなく、それぞれの内容が銀行信用にもとづく「金債務証券」であるか、あるいは商業信用による「金債務証券」であるかというように、本質的にまったくちがったものであることがよく分かる。この点マルクスはさらに明確に銀行券をつぎのように規定している。すなわち、「銀行券というのは、いつでも持参人にたいして支払われうるところの、そして銀行業者によつて私人手形に代用されるところの、銀行業者あての手形にほかならない」(3) (傍点—岡橋)と。

(3) Kapital, III, S. 440.

ところが、さきの解説にひきつづいて飯田教授は、このマルクスの文章をば、手のひらを返えすようにまへの解釈とはちがつて、こう説明される。「ここでマルクスが△いつでも持参人にたいして支払われうる▽といったのは、現実的貨幣——現実的金をであることはあきらかだ。つまり、マルクスは、銀行券という総称的な概念についてかたりながら、じつは、兌換銀行券という限定的な概念について説き、その本質が信用貨幣——△いつでも持参人にたいして支払われうる▽ということ——にあることを教えたわけだ」(4) (傍点—岡橋)とされて、「そして銀行業者によつて私人手形に代用されるところの」手形——「金債務証券」であるという一点を、けろりと忘れられたように、抹殺してしまわれる。そうして、「およそ、銀行券がほんらいの信用貨幣であるのは、それが論理的にも歴史的にももともと不換銀行券ではなく兌換銀行券であるからなのだ。△いつでも貨幣と交換されうる▽、△いつでも持参人にたいして——現実的貨幣——現実的金を——支払われうる▽ということ、すなわち金債務証券であることが、銀行券をほんらいの信用貨幣にしているということになる。」という「この結論は、マルクスの右の規定から——その規定が歪曲されないかぎり——ごく自然にみちびきだされるものなのだ」と結んでおられる。大事な「規定」を書きわすれることは、教授にとつては「ごく自然」のことで、なんら「歪曲」にはならないようだ!

(4) 飯田「課題」五一頁。なお、その他「銀行券の総運動」(一)二六〇八頁、その(二)二二三頁参照。

これでは、おなじく金債務証券とよばれる商業手形とのちがいがなくなってしまう。そこで飯田教授は、おもむろに、「貸付」——「利子つき資本」というもうひとつの規定を「追加」される。この「追加」的な規定によって、ようやく、金債務証券としての銀行券は、おなじく金債務証券であるところの商業手形と本質的に区別されるのだと抗弁される。というのは、この「貸付」によってあらたにもちえたところの、利子つき資本としてのもうひとつの追加的な「規定たるものは、「じつは、金債務証券(債権者にとつての債務請求権)としてのほんらいのひとつの本質」にとつてなら必然的なものではないからである。⁵⁾けれども、「利子つき資本」という「もうひとつの追加的な本質」を「追加」されるだけで、銀行券⇨貸付けられた銀行手形と商業手形との本質的差別性が、はたして教授の期待どおりに、うまく、論証されうるであろうか？

(5) 飯田「課題」五九頁参照。なお「銀行券の総運動」(一)二六頁および五頁注(6)参照。

飯田教授は、前述のように、すべての銀行券はいずれも信用貨幣⇨金債務証券であるとともに擬制資本または擬制的利子つき資本であつて、「つうれい」は本質上なんらの区別もみとめられないといわれる。もちろん、「げんみつ」にいえば、手形割引やその他の貸付によってでる銀行券と、金買上げによってでる銀行券とのあいだは、それぞれの擬制資本としての規定のうえで、区別されなければならないといわれる。すなわち、前者の貸出によってでる銀行券は擬制的利子つき資本そのものではあつても、後者の金買上げによってでる銀行券は、「擬制的利子つき資本の形態をじかにとるのではない。それらは、貨幣・金そのものではないといういみで、しんじつにはなくただ擬制的にだけ入資本Vに転化され

る可能性をもつものとして、正確には、可能的擬制資本（傍点―岡橋）⁽⁶⁾ といつてよいところのものにすぎない。けれども、銀行券が現実⁽⁷⁾にであれ、可能的にであれ、ともかく擬制資本にはちがいがないのであるから、ただの金債務証券にしかすぎない商業手形とは本質的にちがったものだとなさなければならぬであらう。すなわち、金買上げによってでる銀行券は商業手形とはちがって、ただの金債務証券＝手形ではなく、貸付けられて擬制的利子つき資本に転化されるところの手形であるが、商業手形は貸付けられえないとでもいわれるのであらう。しかし、問題は、いわゆる「擬制資本」であるかどうかということにあるのではなく、それが銀行信用にむすびついているのか、あるいはそれとは本質的にちがうところの商業信用にむすびついたものなのか、にある。この点を見うしなつては、「もうひとつの追加的な本質」をもちだすぐらいで問題は「げんみつにいつて」解決しないばかりか、「つうれい」の意味においても決してかたづくものではない。

(6) 飯田「銀行券の総運動」(一)二九～三〇頁参照。

飯田教授によれば、ほんらいの信用貨幣としての「兌換銀行券」は、貨幣としての運動と利子つき資本としての還流との二重の運動をするが、ほんらいの商業貨幣としての商業手形は貨幣運動だけしかないといわれる。すなわち、「げんじつ」の流通過程⁽⁸⁾での「兌換銀行券は、あるいは購買手段としての、あるいは支払手段としての貨幣にかわつて、ちょうど貨幣が運動するように運動する。ところが、他面、兌換銀行券等のこの貨幣的機能がおわらうとおわるまいと、貸付・借入期限が切れれば——借入によって延期されなければいには——回収・返済されなければならない。銀行業者の手もとへの兌換銀行券の還流は、利子つき資本のさいしょの譲渡にたいするさいごの復帰運動にほかならない。」「兌換銀行券

にかぎらず、現実的金であろうと、不換紙幣であろうと、はじめに利子つき資本の貸付運動をきりひらいたなら、さいごには利子つき資本の返還・還流運動でおわりをつけねばならない。現実的金は、げんじつの流通過程のなかにいりこむために、あらかじめ、あらかじめどうしても利子つき資本の貸付運動をきりひらかなければならないといったようなものではないが、発達した銀行制度のもとで発行される主要な兌換銀行券部分は、げんじつの流通過程のなかにいりこむためには、業者あての手形V(金債務証書)の貸付、すなわち信用そのものの貸付をおさなければならぬという点で、兌換銀行券というほんらいの信用貨幣の運動は、現実的金そのものの運動とはちがって、うえのような二重なものとなることがさけられなかった。」「ところが、信用貨幣が銀行業者の手もとに還流するのは、じつは、金債務証書(債権者にとっての債務請求権)としてのほんらいのひとつの本質に起因しているのではなく、貸付によってあらたにもちえたところの、利子つき資本としてのもうひとつの追加的な本質にもとづいている——この点で、おなじく債務請求権とよばれる商業手形とはちがう——のであって、たんに銀行業者の手もとへの還流ということだけなら、金や不換紙幣だって近代的利子つき資本の諸関係——近代的信用関係のなかに包摂されるかぎり、いやおうなく還流しなければならぬ」と。だから「貸付」けられえない商業貨幣—商業手形は「金債務証書としてのほんらいのひとつの本質」をもつことはできても、貸付によってあらたにもちえるところの、「利子つき資本としてのもうひとつの追加的な本質」をもってはいないという点で、兌換銀行券とはちがうのだ、と。

(7) 飯田「課題」五八〜九頁参照。

貸付けられた金や不換紙幣が、「近代的利子つき資本の諸関係—近代的信用関係のなかに包摂され」たばあいに、その

金額と利子額だけのものが貸手のもとに還流してはきても、その貸出された個々の「金や不換紙幣」そのものが、「いや、おうなく、還流しなけばならない」（傍点 岡橋）かどうかの点については、いまは措いて問わないとしても、なお、商業手形について、二つの問題がある。その一つは、飯田教授の強調されるように、商業手形は、はたして、貸付けられえないものかどうか、つまり、それは擬制資本に転化されえないと断言しうるか、ということであり、第二の問題は、かりに商業手形が貸付けられたとして、それは、その貸付けた当事者の手もとに、はたして、「いやおうなく還流しなければならぬ」かどうか、という点がそれである。

まず第一の問題について、いわゆる「銀行引受手形」なるものを考えてみよう。かつてわが国でおこなわれたスタンプ手形のように、銀行が手形支払人の信用を増強するために商社などにかわって手形を引受け、その支払人となった銀行引受手形とは、明らかに私人手形が貸付けられたものにほかならない。このように手形の引受けは、銀行が自己の信用を貸付けることであって、私人手形は、ここに、貸付けられて擬制的利子つき資本に転化する。満期日に支払われるところの貸付けられた商業手形は、その振出人（＝支払人）に戻って、これを引受＝貸付けた銀行の手もとには戻らないのだから、「はじめに利子つき資本の貸付運動をきりひらいた」商業手形だからといって、貸付けた銀行に「いやおうなく還流しなければならぬ」わけではない。このように商業手形は、「貨幣・金そのものではないといういみで、しんじつにはなく、ただ擬制的にだけ資本に転化される可能性をもつもの」として、正確には可能的擬制資本、……と云ってよいところのものだ。」また一種の為替手形ともいふべき小切手が転輾流通するかぎり、それは商業貨幣だとみることができ、銀行の保証＝信用の貸付によって、これもまた擬制資本になりうる。そうなると、商業手形だって銀行手形とおなじように擬制資本に転化しうるわけであって、ことに銀行を支払人＝債務者とする小切手にいたっては、金買上げ発行銀行券とお

なじように、「可能的擬制資本」としてすこしも区別がつかないであろう。しかもこの保証小切手は、銀行の保証＝信用の貸付によってはじめて擬制資本となったものではあるが、それが銀行の手許にもどってくるのは、決して返済・回収によってではなく、すなわち還流するのではなく、金買上げ発行銀行券とおなじに預金としてか、もしくは支払請求(兌換)のための呈示によってはじめてもどってくるのである。

(8) 飯田「課題」五八―九頁参照。

(9) 飯田「銀行券の総運動」(一)二九頁参照。

かくして銀行券の還流運動は、その手形としての規定のうちにあるといわなければならないであろう。しかるに飯田教授をして還流の本質を誤解させたものは、金またはそれを代表する価値章標による債務の返済と、債権者自身の債務証書でもってする返済との区別を見うしなったからである。債務はいつか支払われなければならないが、その債務の返済が債権とのキャンセル、すなわち貸付けられた債務での債権者(＝債務者)への返済、おたがいに債権者であり債務者であるところの当事者間における債権と債務との相殺によっておこなわれようと、あるいは兌換にもとづく債務の履行＝支払でなされようと、手形債務から転化した預金債務の履行(預金の支払)によって実現されようと、債務証書または債務の存在形態が債務者の手もとにおいて一片の紙切れになって消滅するのは当然のことにすぎない。この自明のことが誤認されたということは、貸付の内容について明確な理解をかいっておられたからである。このことは、教授の擬制資本の規定から、あきらかに、うかがい知ることができる。

飯田教授は銀行券の擬制資本性をつぎのように規定される。「兌換銀行券と不換銀行券とは、発券銀行の貸付によって発行されるばあいには、どちらも発券銀行にとつての擬制的利子つき資本となる。」けれども、それら銀行券の擬制的利

子つき資本としての本質はそれぞれがう。「兌換銀行券のそれは、現実的金(金屬—金・銀)によって準備され裏づけられている擬制資本部分と現実的金によっては準備されていない追加的擬制資本部分との△矛盾の統一物▽であるが、不換銀行券のそれは、そうではなくて、ただ、現実的金によってはなにも準備されていない追加的擬制資本部分だけからなる純一物なのである」と。このように擬制資本にもそれ「じたいの背後に価値をもつものとそれをもたないものとの」區別があり、前者を「金債務請求権としての擬制資本」または「信用貨幣性の擬制(的)利子つき)資本」といい、後者も「価値表章としての擬制資本」あるいは「価値表章性の追加的擬制(的)利子つき)資本」となづけられている。⁽¹⁰⁾

(10) 飯田「銀行券の総運動」(一)九〜一〇頁参照。

ところで、擬制資本そのものにとつて、その背後に価値をもつかもたないか、ということ、重要であるのだろうか！擬制資本とは、もともと価値ではないが規則的な貨幣所得をもたらずので、利子を生む価値と擬制されたものである。銀行券が擬制的利子つき資本だといわれるのは、発券銀行が公衆からうける信用⇨債務を貸付けて貨幣所得⇨利子を取得するので、その貸付けられた信用、その存在形態であるところの債務証書、すなわち利子つき資本に擬制された銀行の手形だからである。貸付けられたものは信用そのものであって、手形は信用の存在形態にすぎない。このことは、とくに、牢記しなければならぬ重要な点である。しかるに飯田教授は、銀行券の擬制資本規定をば、信用そのもののなかよりも、その現象形態にすぎないところの金債務証書⇨手形じたいにもとめられ、それじたいは「金そのものではなく、金とは別個に存在するところの、入金にたいする債務請求権Vにすぎない」にもかかわらず、利子つき資本として機能しうるからであるとされる。だから、教授にとっては、たんなる紙片にすぎない価値章標も、「それがそれじたい価値、したがっ

て資本ではなく、しかもこれによって裏づけられていないにもかかわらず、「貸付けられて」「資本」として機能できれば、その「事実」だけで擬制資本といってよいのである。¹¹⁾ そうなれば、貸付けられるものが、価値、金そのものではなく、無価値な一片の紙切れであるという事実だけで、銀行券も価値章標も擬制資本となってしまう。そうして流通する手形や価値章標がいずれも一定量の金を代表していることを、教授はまったく考えてみようともされないのである。

(11) 飯田『利子つき資本の理論』四〇〇—一頁参照。

すなわち、流通する手形（例えば金買上げのために発行された銀行券¹²⁾銀行手形）や政府紙幣は貸付けられてもそれが擬制的利子つき資本となるのではない、とする私見にたいして、飯田教授はこう批判される。「価値章標は貨幣請求権ではないところから、岡橋教授は、かたんに価値章標を貨幣・現金と同一視し、貸付けられた価値章標を貸付けられた貨幣・資本そのものと混同してしまわれた。たしかに、発券銀行の貸付によって発行された不換銀行券は擬制的利子つき資本なのだ、しかしだからといって、そのことから不換銀行券が価値章標でないとはいえない。価値章標は、価値そのものではなく、したがって貨幣・現金（げんみつには現実的金）ではないのだから、貸付けられて利子つき資本そのものになることはできないはずで、信用貨幣が貸付けられるばあいのように、擬制的利子つき資本に転化するしかないのだ」と。いわゆる「不換銀行券」、すなわち兌換停止下の銀行券が貸付けによって発行されたばあい、それが擬制的利子つき資本であるというのは、それが教授のいわれるように無価値の一片の紙切れでありながら、利子つき資本として機能するその事実にもとづいているのでは決してなく、そこには信用の貸付けられているという事実があるからである。だから金の買上げによって出てきた銀行券は、それがおなじく無価値の紙片ではあっても、その所有者によって貸付けられたばあい、それは利子つき資本として機能し、決して擬制的利子つき資本とはならない。なぜならば、この銀行券は一定量の金を代表

し、その貸付けには信用の貸付という事態はなにも反映されていないからである。かくて、発券銀行によって貸付、発行された「不換銀行券」は、それが「価値表章でない」といえるからこそ、擬制的利子つき資本なのである。だから飯田教授にとっては、擬制資本として決して貸付けられないからこそおなじ金債務証券ではあっても銀行券と区別されなければならなかったところの私人手形や、当座預金の指図証にすぎない小切手（たんなる為替手形の一）も、銀行の引受や保証によって、それらは擬制的利子つき資本となりうるのである。それらは決して無価値な紙片だからではなくして、むしろそこには信用の貸付という事態が化体されているからである。

(12) 飯田「銀行券の総運動」(一) 一四～五頁参照。

しかし価値章標も信用 \parallel 金債務証券も「貨幣・現金(げんみつ)には現実的金)ではない」という事実にあくまでも執着される飯田教授は、擬制的利子つき資本の「内面的なちがい」を強調して私見をつぎのように批判される。「もっとも、貨幣・資本そのものの貸付(利子つき資本そのもの)から区別されるところの、信用そのものの貸付と価値表章の貸付とは、したがってまた、信用貨幣の転化形態としての擬制的利子つき資本と価値表章の転化形態としての擬制的利子つき資本とは、本文でみてきたように、けっしておなじではない。これらは、おなじ擬制的利子つき資本でありながら、しかも内面的にはそれぞれちがう。〔岡橋 教授は、だが、これら二つのものの、擬制資本・擬制的利子つき資本としての内面的なちがいにはおもしろいおよばれないで、むしろ価値表章を単純に価値・金・貨幣と同一視し、その資本・信用的転化形態を資本・利子つき資本そのものとしてとりあつかって擬制資本・擬制的利子つき資本の埒外においだされた⁽¹²⁾。これは、飯田教授が、「信用そのものの貸付」と「金債務証券」 \parallel 手形そのものの貸付との「内面的なちがいにはおもしろいおよばれないで、むしろ」(傍点原文のまま)前者をその現象形態においてしか理解しえなかったからである。だから、「信用そのものの

貸付と価値表章の貸付とは、………「けっしておなじなのではない」とはいわれても、それは、前者の「信用貨幣の転化形態としての擬制的利子つき資本と〔後者の一岡橋〕価値表章の転化形態としての擬制的利子つき資本」との「内面的なちがい」においてのことであつて、両者における擬制的利子つき資本とただの利子つき資本との外面的な「ちがいはおもしろいとおよばれないで、むしろ価値表章と」、貸付けられた信用の存在形態であるところの金債務証書との両者がいづれも貨幣・現金（げんみつには現実的金）ではない」ところの無価値な一片の紙切れであることのゆえにそれらを單純に同一視され、ともに擬制資本・擬制的利子つき資本そのものとしてとりあつて、貸付けられた価値章標を「資本・利子つき資本の罅外においだされた」のであつた。

(13) 飯田「銀行券の総運動」(一)一五頁参照。

信用の貸付、すなわち銀行券の貸付とは、「価値でないもの」「価値・貨幣にたいする請求権」、あるいは「金債務証書」を「資本」として貸付けるのであるから、飯田教授にとっては、金がいどの貸付は、すべてが「擬制的利子つき資本」の問題として誤解してしまわれたのであつた。しかし、どれもこれもがいっしょにされたのでは、「じっさいには」どうあれ、「げんみつにいえば」なにもかもがゆがんであらわれざるをえない。⁽¹³⁾ その第一歩は、つぎのマルクス解釈に端的に示されている。すなわち、「イングランド銀行がその地下室にある金属準備によって保証されていない銀行券を發行するかぎりでは、同行は価値章標を創造するのであつて、これらの価値章標は、たんに流通手段を形成するだけでなく、さらに、この無保証銀行の名目額まで、同銀行にとつての追加的な——擬制的ではあるが——資本を形成する」ということから、飯田教授は金準備によって保証されている銀行券と無保証銀行券との擬制資本としての「内面的なちがいにおもしろいとおよばれ」て、前者の金保証銀行券を「信用貨幣性の擬制(的利子つき)資本」、後者の無保証銀行券を「価値表章性の

追加的擬制(的利子つき)資本」に區別された。⁽¹⁶⁾ そうしてこの「価値表章性の擬制資本」規定を、いわゆる「不換銀行券」にまで拡大準用され、それは、「一方では価値表章としての本質をもち、同時にまた他方では擬制資本・擬制的利子つき資本としての本質をもつ」といわれる。⁽¹⁷⁾ このように、金保証兌換銀行券⇨金買上げ発行兌換銀行券ですら「金そのもの」ではないのであるから、そのほかの「価値」でない価値章標や金の買上げによって発行されたいわゆる「不換銀行券」にいたっては、「資本ではない、あるいはありえない」というひとつの見解」(傍点原文のまま)をもっておられる飯田教授にとっては、金買上げ発行銀行券が貸付けられて「利子つき資本」となるなどとは、まったく、「おもいもおよばない」ことであつて、利子つき資本と擬制的利子つき資本との本質的、なちがいよりも、その背後に価値があるかないかという「擬制的利子つき資本としての内面的なちがい」(傍点原文のまま)がより「本質」⁽¹⁸⁾ 的な問題に見えたようである。

(14) 飯田『利子つき資本の理論』二〇二頁参照。

(15) Kapital. III, S. 588.

(16) 飯田「銀行券の総運動」(一)一〇頁、一四頁注(14)、および「利子つき資本の理論」四〇〇一頁、二九四頁参照。

(17) 飯田「銀行券の総運動」(一)一四頁注(14)参照。

(18) 飯田「利子つき資本の理論」二九四頁注(1)参照。

飯田教授は、「金によって保証されている銀行券の擬制資本としての性格と、金によって保証されていない銀行券部分の擬制資本としての性格とは本質的にあい異なる」⁽¹⁹⁾ (傍点・岡橋)といわれ、「兌換銀行券の擬制的利子つき資本としてのこのような内面的差別」は、「げんみつな分析のもとではじめて問題となるところの」ものだと強調される。⁽²⁰⁾ (傍点原文のまま)。だが、これはマルクスにおけるたんなる数量の問題をば、擬制資本そのものの「本質的」な、「内面的な差別」の問題と誤解されて、あたかも、「げんみつな分析のもとではじめて問題とな」りうることであるかのように、おおげさにい

われたままである。もちろん、公社債や株式などの擬制資本と銀行券の擬制資本とのあいだの「内面的なちがいはおもしろいとおよばない」われわれでもない。けれども、銀行券の「擬制資本・擬制的利子つき資本としての内面的なちがいは」、どうしても、「おもしろいとおよば」なかつたというのではなくて、とうてい「おもしろいとおよ」べることはなかつたということである。

(19) 飯田「利子つき資本の理論」二九四頁注(1) 参照。

(20) 飯田「銀行券の総運動」(一) 一〇頁参照。

(21) 拙著『貨幣論』〔増補新版〕一九八〜二〇〇頁注(8) 参照。

かくして銀行券とは貸付けられた銀行手形であり、貸付けられた信用 \parallel 債務が利子つき資本として機能するから擬制的利子つき資本だといわれるわけである。したがって金の買上げによって発行された銀行券にあっては、信用の貸付という事実はないから、それは商業手形とおなじように、ただの銀行の手形にはかならない。けれども私人手形が銀行に引受けられたり、小切手が銀行の支払保証をえたばあいには、信用が貸付けられたという事実そのことにもとづいて、ここにはじめて、その商業手形や小切手が引受ないし保証した銀行にとって擬制的な利子つき資本として機能するのである。しかし信用 \parallel 債務を貸付けることのできない個人金融業者にとっては、手形の割引に銀行券を貸付けても、それは擬制的利子つき資本となるのではない。したがって金の買上げによって発行された銀行券は決して擬制的利子つき資本になりうるものではなく、すなわち「正確には可能的擬制資本」⁽²⁰⁾でもなく、利子つき資本そのものである。なぜならば、個人金融業者にとっては、この銀行券は金そのものではなくとも、一定量の金の代表であるかぎり、利子つき資本として機能するからである。ここにおいて、銀行券の本質は貸付けられた手形であって、ただの金債務証書 \parallel 手形であることが「ほ

んらいの「一つの本質」でないばかりか、擬制的利子つき資本がその「もうひとつの追加的な本質」であるのももちろんない。むしろそれら二つの規定が不可分の一体となつてその本質を形成していることが、ここでは、とくに牢記されなければならぬ。

(22) 飯田「銀行券の総運動(一)」二九頁参照。

四 典型的兌換銀行券

では、飯田教授のいわゆる兌換銀行券の正体とはなにか？

これまで見てきたところからして明らかなことは、銀行券の本質が金債務証書としての「ほんらいのひとつの本質」と擬制的利子つき資本という「もうひとつの追加的な本質」の二つにわけられ、後者の追加的な本質は、さらに、「信用貨幣性の擬制資本と価値表章性の擬制資本」という本質的にながったそれぞれの本質に区別されている、ということである。かくして教授のいわゆる兌換銀行券には、つぎの四つのもものが類別される。すなわち、

- (1) 信用貨幣性の可能的擬制資本としての銀行券、
- (2) 価値表章性の追加的可能的擬制資本としての銀行券、
- (3) 信用貨幣性の擬制的利子つき資本としての銀行券、
- (4) 価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本としての銀行券、

これである。はじめの二つの銀行券は、金の買上げにもとづいて発行された銀行券であり、あとの二つは貸付によって発行された銀行券である。いまそれぞれについての教授の説かれるところを見てみよう。

〔I〕 金買上げ発行銀行券

この種の銀行券は、「発券銀行の貸付（手形割引をふくむ）によってではないのだから、これらの兌換銀行券は、発券銀行にたいする公衆の金債権＝信用貨幣ではあっても公衆にたいする発券銀行の債権ではなく、したがって発券銀行の擬制的利子つき資本の形態をじかにとるのではない。それらは、貨幣・金そのものではない、といういみで、しんじつにはなくただ擬制的にだけ入資本Vに転化される可能性をもつものとして、正確には可能的擬制資本、つうれいにはたんに擬制資本といつてよいところのものなのだ。なお、げんみつな分析のもとでは、他の発行方法で出る兌換銀行券の一部分とあわさつて、（法定）金属準備量に見あう兌換銀行券部分は信用貨幣性の擬制資本だが、それに見あわない兌換銀行券部分は価値表章性の追加的擬制資本だ（金買上げによって出る兌換銀行券はすべて金属準備量に見あう、とはいいきれない）」からである、と（傍点―岡橋）。かくして金の買上げによって出る銀行券にあつても、(1)貨幣論的規定としては信用貨幣であり、その信用論的規定としては信用貨幣性の可能的擬制資本である銀行券（信用貨幣・信用貨幣性擬制資本）と、(2)おなじく貨幣論的規定では信用貨幣であり、その信用論的規定では価値表章性の追加的擬制資本である銀行券（信用貨幣・価値表章性擬制資本）、のそれぞれ本質的にちがった二つの種類がふくまれている。

(1) 飯田「銀行券の総運動」(一)二九～三〇頁参照。

「発券銀行の金買上げによって出る兌換銀行券の本質が、このように、一面では信用貨幣でありながら、他面では擬制的利子つき資本ではないところから、」おなじように債務証書であるところの商業手形と本質的に区別がないように見えるのであるが、しかし教授は、この種銀行券が「可能的擬制資本」であることをもつて、決してただの手形と同一視しては

ならないと強調される。しかしすでに述べたように私人の商業手形も、擬制的利子つき資本、ことに教授のいわゆる「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」に転化されうることは、ここではおいて問わないとしても、金買上げ発行銀行券が、「可能的擬制資本」であるかどうかも問題であるばかりか、さらに、この資本規定が銀行券の本質として「追加」できるかの点についても、はなはだ疑わしいのである。

(2) 飯田「銀行券の総運動」(一)一〇頁参照。

まず、あとの問題からはじめよう。貨幣・金は周知のように、産業資本の貨幣形態として価値を生む価値となることによって資本となる。しかし貨幣が貨幣資本となったからといって、貨幣の本質が変わるわけではない。価値増殖は貨幣資本の本質ではあっても貨幣そのものの本質とはいえないであろう。金買上げ発行銀行券がこのような貨幣資本に代理しうるからといって、そのことが銀行券の「もうひとつの追加的な本質」だということにはならない。まして、銀行券 \parallel 金債務証券は、「貨幣・金そのものではないといういみで、しんじつにはなくただ擬制的にだけ \wedge 資本 \vee 」となるのではなく、それは一定量の金を代表し、れっきとした剰余価値をもたらしことができるのだから、可能的「資本」ではあっても、決して可能的「擬制」資本とはいえないであろう。かくして金買上げ発行銀行券が「資本」として機能しえようとも、その本質は、あくまでも、金債務証券 \parallel 信用貨幣という「ほんらいのひとつの本質」がいにはないのであるから、いまやこの銀行券は、おなじく債務証券といわれる商業手形と本質的に区別づけられないこととなる。

このように金買上げ発行銀行券の「もうひとつの追加的な本質」が否定された以上、これら銀行券をさらに信用貨幣性の擬制資本」としての銀行券と「価値表章性の擬制資本」としてのそれとの、本質的にながった二つの類型に分けることは、もはや、意味がないであろう。しかし教授は金買上げ発行銀行券であっても、そのすべてが「信用貨幣性の擬制資本」

としての本質をもったものばかりとはいえないとされる。そうなると金準備の増減によって銀行券の擬制資本としての本質が、つねに、「信用貨幣性」のものとなったり、あるいは「価値表章性」のものに転化する。金準備の増減はいろいろな原因によって起るであろうし、その「法定」金準備量じたいが、国家の恣意によって如何ようにも変更しうるものなのだから、およそ金買上げ発行銀行券の擬制資本たる本質規定は、かようにふらふらした不確定のものであり、かつその本質転換が外在的な原因によつても容易に生ずるものにすぎない。そればかりか、金のみをただひとつの価値となし、金準備量の変化によつて擬制資本の本質転換を強調されるが、銀行券の発行保証となつてゐるものなかで、いつでも金にかわりうる外国為替もあろうし、このような手形をも金準備に準じて認められるものであるならば、その他の真正手形類もこれに加えてよいこととなり、さらにその他の有価証券類もある限定された範囲において、充分にかような発行準備となりえよう。こう考えてくれば、教授のいわゆる「価値表章性の擬制資本」としての本質をもつた銀行券はきわめて少なくなり、とくに、これを「信用貨幣性」のそれと区別するほどの理由がどこにあるといわれるのであろうか。

(3) 「金属準備によつて裏づけられ見あう銀行券部分と他の銀行券部分との、擬制資本としての本質上のちがいは、銀行券の発行方法のうえではなく、これとは無関係な、金属準備量と銀行券発行総量(まざりあつた総量)とのあいだのたんなる数量的な比率のうえでとらえられなければならない。なぜかという、兌換銀行券が金属準備によつて裏づけられ見あうかどうかということは、兌換銀行券が発行されるさいの状態についてではなく、発行されたのちの状態についてみられなければならないのだから。金買上げ(あるいは金預り)によつて発行される兌換銀行券は、発行されるさいには、たしかに金属準備によつて裏づけられ見あうといえよう。しかしながら、たとえば、これらの兌換銀行券のうちのある一部分がへげんじつの流通過程のなかに入りこまないで、ぐさま、あるいはへげんじつの流通過程のなかに入りこんだのちに兌換されないで、市中銀行への預金をおしてそのまま発行銀行へ還流し消滅する(公衆の発券銀行にたいする金債務請求権が兌換銀行券のすがたではなく、銀行預金のすがたで存在

する)とすれば、それらの兌換銀行券部分を裏づけ見あっていた金属準備は、こんどは発券銀行の貸付によって発行された兌換銀行券のうちのある一部分も裏づけ見あうことになる。そして、みぎの銀行予金が兌換銀行券のすがたに再転化するときには、事情は一変しており、さいしょ金買上げによって発行された兌換銀行券の再転化形態としてのこの兌換銀行券は、もはや金属準備によって裏づけられ見合う部分のなかにかならずわりこめるとはいえない。そこで、……金買上げによって発行された兌換銀行券部分だけが金属準備によって裏づけられ見あう、のではなく、また金買上げによって発行された兌換銀行券部分だけが金属準備によって裏づけられ見あう、のではなく、また金買上げによって発行された兌換銀行券部分だけが金債務請求権としての擬制資本であるとわたくしが考えるでもない。ともかく、兌換銀行券の擬制資本としての本質のうえでのちがいが問題となるこのさいには、金買上げによって発行された兌換銀行券部分であるか、それとも貸付によって発行された兌換銀行券部分であるかにはまったくかわりなく、全体としてのおなじ姿の兌換銀行券量が、ただ金属準備によって裏づけられている部分とそれによって裏づけられていない(保証準備によって裏づけられている)部分とにわけられねばならない」と(飯田「銀行券の総運動」(一)二二―四頁参照)。

このように銀行券の「擬制資本」としての本質のうえでのちがいが、飯田教授にしたがえば、「金属準備量と銀行券発行総量(まざりあった総量)とのあいだのたんなる数量的な比率」(傍点原文のまま)によってきまり、現在の時点において「信用貨幣性の擬制資本」であった銀行券が時間の瞬間には「価値表章性の擬制資本」へと本質を転換しなければならないというわけである。かくして銀行券の擬制資本としての本質が、金準備量の増減によって、つねに変化するというだけでなく、それが、さらに「可能的擬制資本」から現実の「擬制資本」にもなれば、現実の「擬制資本」からただの通貨(資本でない通貨)にも変質するといふのである。しかも教授にしたがえば、本質と運動とは一体でなければならぬから、銀行券の擬制資本としての本質が、かような事情によって転換を余儀なくされるのであれば、それと同時に、ただちに、その運動もまた変えなければならぬのであろうか!

しかしつぎのことだけは牢记されねばならない。

すなわち、金買上げ発行銀行券が、発券銀行の金準備量の増減という銀行券にとってはなんら必然的でないまじったくの偶然的な事情によって、「信用貨幣性の可能的擬制資本」となったり、あるいは「価値表章性の可能的擬制資本」となった

り、時には現実、「擬制資本」に転化しうるとはいわれても、それは発券銀行にとつてでは、決してないということ、これである。この点を見おとすならば、飯田教授がわざわざ、「発券銀行の金買上げによってでる兌換銀行券の本質が、このように、一面では信用貨幣でありながら、他面では擬制的利子つき資本ではない」(傍点原文のまま)と注意されてはおられるが、おなじ論文のまえの方で、私見にたいして、「金属準備によって裏づけられ見あう銀行券部分と他の銀行券部分との、擬制資本としての本質上のちがいは、銀行券の發行方法のうえではなく、これとは無関係な、金属準備量と銀行券發行総量(まざりあつた総量)とのあいだのたんなる数量的な比率のうえでとらえられなければならない」(傍点原文のまま)と批判されて、「ともかくも、兌換銀行券の擬制資本としての本質のうえでのちがいが問題となるこのさいには、金買上げによって發行された兌換銀行券部分であるか、それとも貸付によって發行された兌換銀行券部分であるかにまったくかわりなく、全体としてのおなじ姿の兌換銀行券量が、ただ金属準備によって裏づけられている部分とそれによって裏づけられていない(保証準備によって裏づけられている)部分とにわけられ」(傍点―岡橋)、前者の金属準備に見あう銀行券部分を「金債務請求権(信用貨幣)としての擬制資本」、後者の見あわない銀行券部分を「価値表章としての擬制資本」というように、兌換銀行券は、いずれも、「擬制資本」としての本質における内面的な差別しかもたないもののように誤解されてしまう。(5) しかもこのような「兌換銀行券の擬制資本としての本質における内面的差別」こそは、飯田教授によると、「げんみつな分析のもとではじめて問題となるところの」(傍点原文のまま)ものなのである。(6) しかしながら金買上げ發行銀行券は、「げんみつな分析のもとでは」けっして「擬制資本」という「もうひとつの追加的な本質」をもっていないのに反して、貸付發行銀行券は、つぎに述べるように、それじたいが「擬制資本」であつて、この本質をかいてはこの種銀行券は存在しえず、教授のいわゆる「信用貨幣」としての本質と「擬制的利子つき資本」としての本質とは、一体となつ

て不可分離の關係にあるものなのである。

(4) 飯田「銀行券の総運動」(一)三〇頁、およびその(二)二〇頁参照。

(5) 前掲論文(一)一二〜四頁注(13)参照。

(6) 前掲論文(一)三〇頁および一〇頁参照。

かくして金買上げ発行銀行券は、「擬制資本」でないばかりか、信用貨幣でもなく、商業手形とおなじく、ただの債務証書であり、たんなる銀行の手形にすぎないのである。

〔II〕 貸付発行銀行券

「銀行業者によって貸付けられて出るところの、そんなほんらいの信用貨幣」としての銀行券とは、「確定された現実的金とへいつでも√ひきかえられねばならない發券銀行の約束手形、すなわち發券銀行の金債務支払約束証書」であり、しかも貸出によって「利子つき資本として譲渡されうるところの」金債務証書である。したがってこの銀行券は、たんなる發券銀行の金債務 \parallel 信用ではなくて、それが同時に貸付けられた銀行債務 \parallel 信用の存在形態となつていふことである。このように「兌換銀行券が擬制的利子つき資本であるのは、それが同時にまた信用貨幣(\parallel 金債務証書—岡橋)であることによつてであり」、その利子つき資本として成立するのと「おなじ瞬間」に信用貨幣として成立するから、信用貨幣としての「ほんらいの本質」と擬制的利子つき資本としての「もうひとつの追加的な本質」とは「現実的にはそんなほんらいの信用貨幣(貸付発行兌換銀行券—岡橋)のなかでまったく不可分的に結びあわさつており、」もとより「ほんらいの本質」と「追加的な本質」といふふうに「機械的にきりはなせるものではない」のである。それにもかかわらず飯田教授が

あえて、本質のなかに「ほんらい的」なものと「追加的」なものとを区別されるのは、金買上げ発行銀行券のように、債務証券ではあってもいまだ資本ではなく、可能的な資本にしかすぎない、したがって将来なお「擬制資本」としての本質が「追加」されうるような銀行券があるからなのであろう。ただ「信用貨幣」＝金債務証券という本質は、いずれの銀行券にもかくこのできないものなのだから、教授は「この点にそれのほんらいのひとつの本質」(傍点原文のまま)規定をもとめられたようである。⁹⁾

(7) 飯田「課題」六〇頁注(6)、五九頁、および「銀行券の総運動」(一)六七頁、二九頁参照。

(8) 飯田「銀行券の総運動」(一)九頁および七頁参照。

(9) 飯田「課題」六〇頁注(6)、および「銀行券の総運動」(一)一六頁参照。

ところで貸付発行銀行券は、以上のように、いずれも信用貨幣＝金債務証券であり、擬制的利子つき資本であるのだけども、なおかつ「げんみつな分析のもとでは」、その擬制的利子つき資本には「信用貨幣としての擬制的利子つき資本」と「価値表章としての追加的な擬制的利子つき資本」との内面的な差別がある。だから貸付発行銀行券のなかにも、「げんみつには区別されなければならない」本質のちがった二つの「類型」のものがあることとなる。¹⁰⁾ すなわち、(3) 金債務証券であるとともに、信用貨幣性の擬制的利子つき資本であるところの兌換銀行券と、(4) おなじく金債務証券ではあっても、「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」であるところの兌換銀行券、がそれである。(3) の金債務証券・信用貨幣性の擬制的利子つき資本である兌換銀行券とは、その「発行総量(まざりあった総量)」のうちで、金準備によって保証され、それに「見あう部分」であり、(4) の金債務証券・「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」としての兌換銀行券とは、現実の保有金量をこえて発行され、したがって金準備に「見あわない部分」である。¹¹⁾

(10) 飯田「銀行券の総運動」(一)九一〇頁、および同じくその(二)二九頁参照。

(11) 前掲論文(一)一二一四頁注(13)、およびおなじくその(二)二九頁参照。

かつて飯田教授は情熱をこめて銀行券の差別性に異論を唱え、銀行券の本質における同一性・その運動における差別性に関する私の主張に言葉をつくして反対されたのであった。ところが以上に見てきたように、教授にあっては、「兌換銀行券のなかに、明らかに、本質上ちがった四つのものを、「げんみつに」區別すべきことが強調されているのであった。このような飯田教授のみごとな弁証法的変説はすでに三宅教授を「ひどくおどろか」されたところの「げんみつな信用貨幣」とそうでない信用貨幣との区別のなかにその萌芽がみられる⁽¹²⁾。そればかりでなく、最近には運動がかならずしも本質を規定しない⁽¹³⁾とまでいい切られてわれわれを「ひどくおどろか」される。飯田教授のこのような本質分裂症は、銀行券の本質を、まず、金債務証券のなかにもとめたことから発している。このため貸付の規定が抹殺される結果となり、ふたたびそれを取り入れようとすれば、本質を「ほんらいのひとつの本質」と「もうひとつの追加的な本質」に分け、銀行券の貨幣論の規定と資本・信用論の規定とに二分し、後者の資本・信用論の本質規定は、さらに細まかく、(i)信用貨幣性の可能的擬制資本、(ii)価値表章性の可能的擬制資本、(iii)信用貨幣性の擬制的利子つき資本および(iv)「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」に區別され、それらの厳密なちがいが強調されたのであった。しかしこの本質分裂はその弁証法的な総合へと反転する。兌換銀行券のこのような外在的な対立が飯田教授にあっては、内面的な差別に総合統一されている。

(12) 三宅義夫「兌換銀行券と不換銀行券」(経済評論 昭和三十二年三月号)一二四〜七頁参照。

(13) 「ともかくも、不換銀行券の伸縮運動にかんする解明だけではけっして不換銀行券の本質規定はあたえられないということは、じつは、およそその運動規定からはそのもの本質規定はけっしてひきだせるものではないということをもがたるのであろう。

むしろ、ものの運動規定こそが逆にものの本質規定からみちびかれねばならないのだ」と(飯田「不換銀行券の伸縮運動にかんする問題点」バンキング 第一六七号 昭和三十七年二月号 二八頁参照)。このように、ものの本質がその運動を規定することがあっても、その運動が逆にそのものの本質を規定するわけではないことを、現在、ここで強調されている飯田教授が、かつては、本質が運動を規定し、運動またその本質を規定するという本質・運動一体論をもって「逆かならずしも真ならず」ということを認めようともしなかったことは、すでに、周知のとおりである。すなわち、「およそ、ものごとが運動においておなじなのは、偶然の結果でないのならば、もともとそれが本質においておなじだからである。そこで、みぎの理由を追究してさかのぼってゆけば、ひとはそんな運動をする(ものならば) 不換銀行券が本質において不換紙幣におなじであることを見いだすだろう。また不換銀行券が本質において不換紙幣とほんとうに△区別されなければならぬ△ならば、それらは運動においても△区別されなければならぬ△だろう」と(飯田「銀行券の△流通(量) 法則▽の△体系▽における岡橋説の問題点総括」(経済学雑誌 第四一卷 第六号 一〇九〜一一〇頁参照)。なお拙稿「現代物価論への一視角」(バンキング 第一四六号 二四〜五頁参照)。

現実の銀行券の発行総量とは、かかる本質的にまったくちがった四つの銀行券が「まざりあった総量」をなしているのであるが、「それでも、兌換銀行券が確実に兌換されるかぎり、こんなげんみつな分析のもとでの擬制資本の内実的区別としての相互矛盾は」、外的な対立としてではなく、「兌換銀行券のなかに内在的に統一され、本質のうえで——運動のうえでも——外在的に分裂しない」と教授はいわれる。また他のところでも、兌換銀行券の外在的対立の内在的統一について、「念のためにひとこと注意」しておられる。「げんみつな分析のもとでの兌換銀行券の、信用貨幣性の擬制資本と価値表章性の追加的擬制資本との内在的対立は、兌換銀行券の貨幣論的な本質・運動規定やその信用論的な本質・運動規定にはなにも影響しない、というのがそれ(注意—岡橋)だ。なぜかという、兌換銀行券のそんな内在的対立は、じつは、信用貨幣としての、そしてまた同時に擬制資本としての兌換銀行券そのもののなかに統一されたがたで現存しており、兌換銀行券そのものを外在的に分裂させないのだからであり、したがって、兌換銀行券のそんな内在的対立は、発券

銀行の金買上げによってでる兌換銀行券（信用貨幣・擬制資本）における統一された内在的対立として、そしてまた發券銀行の貸付によってでる兌換銀行券（信用貨幣・擬制的利子つき資本）における統一された内在的対立として、それぞれあらわれるだけだからである」⁽¹⁶⁾と（傍点原文のまま）。

(14) 飯田「銀行券の総運動」(一)一三頁参照。

(15) 前掲論文(一)一〇頁参照。

(16) 前掲論文(一)二二頁および二九頁参照。

飯田教授の真意のほどはどうかははっきりしないが、その言葉だけからみると、金買上げ銀行券と貸付發行銀行券とのちがいは、前者が擬制資本であるのたいして、後者は擬制的利子つき資本であるという点だけであって、この擬制資本と擬制「的利子つき」資本とのちがいも、じつは、問題ではなく、これら二つの銀行券はいずれも「擬制資本としての本質のうえで」は区別がないのだといわれる。ただ、「兌換銀行券の擬制資本としての本質のうえで」のちがいが問題となるこのさいには、金買上げによって發行された兌換銀行券部分であるか、それとも貸付によって發行された兌換銀行券部分であるかにはまったくかわりなく、すべてを一色に考えてよいのであって、この「全体としてのおなじ姿の兌換銀行券量」が、ただ、金属準備によって裏づけられている部分とそれによって裏づけられていない……部分とにわけられねばならない」のであると。⁽¹⁷⁾これで金買上げ發行銀行券の擬制的利子つき資本の外在的差別は抹殺されたが、こんどは、「金債務請求権（＝信用貨幣）としての擬制資本」の銀行券部分と「価値表章としての擬制資本」の銀行券部分に「外在的に分裂」することはさけられない。⁽¹⁸⁾また、貸付發行銀行券の「擬制資本」としてのこのような内在的差別は、その「擬制的利子つき資本としての内在的区別」として存在してはいるが、「それでも、兌換銀行券が確実に兌換されるかぎり、こんなげん

みつな分析のもとでの擬制資本の内実的區別としての相互矛盾は兌換銀行券のなかに内在的に統一され、本質のうえで——運動のうえでも——外在的に分裂しない」と、ふたたび、「統一」のなかにつつみ込んでしまわれる(俵点—岡橋)。しかしながら、われわれのすで見たとように、教授は、金買上げ発行銀行券ではじめに金属準備量に見あっていたものも、あとでは見あわなくなり、一部の貸付発行銀行券がそれにかわって、金属準備量に見あうこととなり、これら二種の銀行券が「あわさって、(法定) 金属準備量に見あう兌換銀行券部分は信用貨幣性の擬制資本だが、それに見あわない兌換銀行券部分は価値表章性の追加的擬制資本だ」といっておられるかぎり、貸付発行銀行券にあつても、「げんみつな分析のもとでは」(俵点原文のまま)かように「擬制資本」というよりも、より「げんみつ」には、「擬制的利子つき資本」として信用貨幣性のものと「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」であるところの、本質的にまったくちがった兌換銀行券部分に「分裂」しなければならないであらう。¹⁹⁾ そのうえ、ひきつづき教授は、「発券銀行の金買上げによってでる兌換銀行券の本質が、このように、一面では信用貨幣でありながら、他面では擬制的利子つき資本ではないところから、これらの兌換銀行券の総運動のそれなりの独自のすがたがきまる(俵点—岡橋)と、注意を喚起しておられるところから見ても、金属準備量に見あう信用貨幣性の擬制的利子つき資本としての貸付発行銀行券は、おなじく「信用貨幣性の擬制資本」としての金買上げ発行銀行券とは「本質のうえで——運動のうえでも——」區別され、「外在的に分裂」しているばかりか、金属準備に見あわない「価値表章性の追加的擬制的利子つき資本」としての貸付発行銀行券とも本質的にちがったものであるから、その運動においても「独自の」でなければならぬであらう。

(17) 飯田「銀行券の総運動」(一)一三—四頁参照。

(18) 前掲論文(一)一〇頁参照。

(19) 前掲論文(一)三〇頁、一三頁および一〇頁参照。

(20) 前掲論文(一)三〇頁、およびその(二)二〇頁参照。

ところで「げんみつな分析のもとではじめて問題となる」ような銀行券の擬制資本としての本質のこのような「内面的区別」に、おもいいたられた理由はといえば、もともと教授は兌換銀行券が兌換の停止によってその「全面的否定的な転化形態である」ところの「不換銀行券」へと、どうして弁証法的發展をとげるのか、を解明せんがためであったようである。「兌換銀行券が兌換停止によって不換紙幣に質的転換・転倒をとげる可能性の内面的な論理的根拠のひとつをば、わたくしは、金屬無準備銀行券の追加的擬制資本としての性格が金屬準備銀行券の擬制資本としての性格からどう類型的に区別されるか、ということを認識することによってさがしだそうとこころみた⁶¹⁾」。さらに、「不換銀行券の形態では顕在化するこの価値表章性の追加的擬制資本としての銀行券の性格は、兌換銀行券の形態ではむしろ矛盾的・否定的な一可能・萌芽要因として奥深く埋没・潜在化していたところのものであった。だからこそ、兌換銀行券の転形である不換銀行券のそんな本性を内在必然的なものとして——外在偶然的なものとしてではなく——理解するためには、どうしても兌換銀行券そのものつうれいの本質規定の分析からさらになお一步をすすめたげんみつな内面的分析が必要なのであった」といわれ、この「げんみつな内面的分析」こそは、「つうれいの本質規定の分析ではうっかり見すごされてしまいかもしれないような矛盾的要因の発見を可能にするところの」独特なものであることが誇示されている⁶²⁾。このように質的に区別されなければならないにもかかわらず、貸付発行「兌換銀行券そのもの」同一物の内在的な矛盾・対立としてあるにすぎないところの、「信用貨幣性の擬制的利子つき資本」規定と「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」規定とが、金屬準備量の変化によって増加したり、あるいは減少し、金屬準備量に見あわない銀行券部分が増加する一方、金の海外流出が

他方で激化するにしがって、兌換銀行券の「むしろ消極的な要因として埋没していた」「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」としての本質が、絶対的にも相対的にも増大し、ついに、「兌換の完全停止によって現実化・顕在化できたのであった」と。

(21) 飯田「課題」六二頁参照。

飯田教授のこの構想は古いものであって、その萌芽はすでに、その著『利子つき資本の理論』（昭和二十九年）のなかに見出され、ついで前掲の論文「ふたたび兌換銀行券と不換銀行券Ⅴ」（金融経済 昭和三十二年八月号）において、「兌換銀行券の不換紙幣への転化の可能性」を説明して、教授の「不換銀行券Ⅱ不換紙幣論」を「科学的に」理論づけようと言われたのであった（四四頁参照）。だから、教授はその主張の「科学」性を情熱をこめてくりかえし強調しておられる。すなわち、

「不換銀行券の本質が不換紙幣であるというのは、兌換銀行券の本質が信用貨幣であるというのとおなじように、ことごらの一面だけしかしめていない。そのいみで、不換銀行券の不換紙幣説という慣用語はほんとうはわたくしの見解をあらわすものとしては完全ではない。それでもなお、この慣用語をわたくしがもちいるのは、じつは不換銀行券Ⅱ信用貨幣説という慣用語によってあらわされている立場にたいするわたくしの否定的な立場をかんたんにしめすものとしていたって効果的だ、と考えるからだ。それはさておき、不換銀行券の本質は、一面では不換紙幣であるが、同時に他面ではまた追加的擬制資本（あるいは追加的な擬制的利子つき資本）であるといったあんばいに、不換銀行券の本質は貨幣論の規定と信用論の規定との対立的統一としてあるのだから、不換銀行券の本質をたんに貨幣論の規定にかぎって信用貨幣そのものの否定Ⅱ価値表章として理解するだけでは、なぜ、兌換の完全な停止によつて、すなわち、兌換銀行券の不換銀行券への転換によつて、必然的に価値表章性の追加的擬制資本―不換銀行券の貨幣論の本質と不換銀行券の信用論の本質とは、論理的には遠くはなれていても、現実的には一体化して、まえのはあとのなかにふかく埋没している―そのものが成立しなければならぬかの論理的・現実的根拠をひとはあきらかにすることはできないであらう」と（銀行券の総運動）（一）一〇〇～一頁参照）。

(22) 飯田「銀行券の総運動」(三)二九頁参照。なおそのほか同じ論文の(一)一〇頁、およびその(二)三四頁など参照。

(23) 前掲論文(二)三四頁、二九頁、およびその(一)一〇頁参照。

これは、まことにみごとに「量から質への弁証法的転化」である。²⁴⁾しかしながら、金属準備量が減少してそれに見合わない「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」としての兌換銀行券が絶対的にも相対的にも増加するばあいばかりとはいえないようである。いまもし、反対に、金の流入が激増して、金属準備量に見あう兌換銀行券部分ばかりになって、兌換停止がおこなわれたならば、この「不換銀行券」の擬制資本としての性格は、一体、どうなるのであろうか？ かつて第一次世界大戦の当時、輸出の増加、金流入の激増になやんでとられたスウェーデンの金排除政策は、同国の中央銀行リクス・バンクの金買入義務の免除、金の自由鑄造の停止、金輸入の禁止によって、金に見あう銀行券の増発を抑制せんとしたものである。もともと「信用貨幣性の擬制的利子つき資本と価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」との「矛盾の統一物」ではなく、「信用貨幣性の擬制的利子つき資本部分だけからなる純一物」の兌換銀行券が、兌換の停止によって突然変異をおこし、その「可能的・潜在的」にも埋没もしていなかった「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」としての本質が「不換銀行券」のなかにあらわれる、という、その可能性を、ひとはどのように「科学的に」解明することができるであろうか！ それはともあれ、兌換銀行券にあっては、「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」としての本質は潜在化してそれに独自の運動もしないのに、「不換」銀行券にあってはこの本質のみが顕在化し、その独特な運動をはじめうるのはなぜだろうか。すなわち、「価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」としての本質は、不換銀行券にあってはその本質として独自化し、それに特有な運動をも規定するにかかわらず、兌換銀行券においてのみその本質は独自化もせず、その運動をも規定しないのであろうか。このように銀行券の本質によってはその運動を規定しないものもあるとすれば、本質が運動を規定し、運動はまた本質を規定するのだと、口をきわめて強調してこられた教授の

いわゆる銀行券の本質・運動の一体論も、こんな「げんみつな分析のもとではじめて」致命的な缺陷を内包したものであることが明らかとなる。

(24) 「中央券銀行による金属無準備銀行券の発行というのは追加的擬制資本の創造のことだ、……そして、その追加的擬制資本とというのは、たんに、擬制資本の数量が、金属準備額をこえる銀行券発行量だけ増大するということをさすのにとどまるのではなく、さらにまた、その数量的増大とともに擬制資本そのものの質的变化がおこるということをいみするものなのだ、という点をこのさいわたくしは強調しなければならぬ」と(飯田「ふたたび△兌換銀行券と不換銀行券▽」金融経済 第四五号 四〇頁参照)。

(25) 飯田「銀行券の総運動」(一) 一〇頁参照。

それはともあれ、飯田教授のあつては、いまや、金買上げによってでた、いまだ擬制資本でもない兌換銀行券と貸付けによってでた、すでに擬制的利子つき資本でもある兌換銀行券との「外在的対立」も「全体としてのおなじ姿」の「兌換銀行券そのものなかに統一されたすがたで現存しており」、⁽²⁶⁾したがってそれぞれの本質のちがいにとづく、それら特異な運動すらが「内的に統一」されて一色となってしまうことであろう。なんてあざやかな対立物への弁証法的転化であることか！

(26) 飯田「銀行券の総運動」(一) 一三頁および二二頁参照。

しかしわれわれは、ここで、銀行券の「追加的」本質にかんする飯田教授の構想の布石の妙を見おとしてはならない。教授の弁証法的破綻は、すでに、銀行券⇨金債務証書説に「貸付」規定を追加せんとされたときにはじまる。金買上げ発行銀行券と貸付発行銀行券との外在的対立は、その本質が内在的な統一にまでもってこれないような二元的規定からなっていることの現われにすぎない。けれどもこの外在的な対立を克服しないかぎり、銀行券の本質の内在的統一論はその運

動の多様論を否定することになる。「ほんらいの本質」的同一性のもとにおける「追加的本質」の差別性の構想こそは、この難局を打開するためのまことに巧妙なる教授の布石であったといわねばならない。かくて前掲引用文にすぎだつて、「兌換銀行券の発行方法のちがいは、兌換銀行券の貨幣論的本質規定としての信用貨幣の性格じたいや、兌換銀行券の貨幣論的運動規定としての貨幣流通法則の支配やにはなんのちがひもあたえないで、ただ兌換銀行券の信用貨幣論的本質規定としての擬制資本・擬制的利子つき資本の性格や、兌換銀行券の信用論的運動規定としての還流法則の支配やにちがひをあたえるだけだ、」(傍点―岡橋)と教授は、一応、金質上げ発行と貸付発行とがそれぞれ銀行券にちがった資本的規定をあたえ、その運動法則にも相違を生ぜしめることを肯定しながらも、それにつづいて、前掲引用文のように、「げんみつな分析のもとでの兌換銀行券の、信用貨幣性の擬制資本と価値表章性の追加的擬制資本との内在的な対立は、兌換銀行券の貨幣論的な本質・運動規定やその信用論的な本質・運動規定にはなにも影響しない、……」(傍点―岡橋)云々、とまったく反対のようなことを述べておられるが、これは、教授がマルクスを援用されてまであれほど情熱をこめて「げんみつな分析」(傍点原文のまま)をされた「信用貨幣性の擬制資本と価値表章性の追加的擬制資本」との本質的区別も物の用にはたらず、教授の意図とは反して、運動のちがひをもたらさうような本質的差別ではなかったと独白されたまでである。銀行券の貸付方法のちがひの重要性を強調せる私見に極力反対してこられた教授が、いまや銀行券の本質として資本規定を追加されるようになって、「げんみつな分析のもとではじめて」銀行券の貸付・発行方法のちがひが「問題」となりうることに「おもいおよばれた」のであった。²⁶⁾

(27) 「もっとも、兌換銀行券は、現実的金による準備―金属準備に見あう部分であろうと見あわない部分であろうと、全体としての兌換銀行券が法定金準備率によって兌換を確実に保証されているかぎり、すべて金債務証書としての信用貨幣であることにはちが

いがないのだけれども、しかし、マルクスによってしめされているように、金属準備に見あう擬制資本としての兌換銀行券部分と金属準備に見あわない追加的擬制資本としての兌換銀行券部分とはげんみつには区別されなければならない。その区別は、擬制資本じたいの、背後に価値をもつものとそれをもたないものとのあいだでの類型的な差別にはかならないのであって、兌換銀行券においては信用貨幣としての統一的規定のもとでの、金債務請求権としての擬制資本と価値表章としての擬制資本とのちがいに帰着する（飯田「銀行券の総運動」(一)九〇頁参照）。

(28) 飯田「銀行券の総運動」(一)二〇～二一頁参照。

(29) 前掲論文(一)一三頁およびその他の旧論文参照。

(30) 前掲論文(一)一〇頁および一五頁参照。

以上によって明らかのように、銀行券の「信用貨幣性の擬制資本と価値表章性の追加的擬制資本」との本質上のちがいは、たんに「内在的な対立」にとどまって、決して外在的な対立にまで分裂しないが、しかし発行方法による資本規定の対立は、金買上げ発行銀行券と貸付発行銀行券の二つの異質的な銀行券として外在的に分裂する。けれども問題はこれだけ片づいたわけではない。銀行券のほんらいの本質に「もうひとつの本質」を追加された教授の本質論の矛盾は、これら本質的に対立する金買上げ発行銀行券と貸付発行銀行券とのいずれを取捨すべきかを教授にせまる。ここでは、もはや、「ほんらいのひとつの本質」の同一性のもとにおける「もうひとつの追加的な本質」的差別性の構想という階層的二元の本質論も、その靈驗をあらわすべもない。いまもし教授が、銀行券のほんらいの本質として金債務証書＝信用貨幣を強調し、銀行券と金との同一性にとらわれるとすれば、金買上げ発行銀行券こそが、典型的な銀行券となるであろう。そうして、ついに、銀行券と商業手形との本質的差別を抹殺せざるをえないこととなる。これに反して、銀行券がたんなる金債務証書ではなく、それが擬制的利子つき資本になった金債務証書であるとするかぎり、典型的な銀行券は貸出によってで

くる銀行券だといわなければならないであろう。そうなれば、いまだ擬制的利子つき資本ないしは教授のいわゆる「擬制資本」にもなっていない、ただの「可能的擬制資本」にしかすぎない金買上げ発行銀行券は、貸出発行銀行券と「おなじ姿の銀行券」⁽³²⁾であり、もっとも金との同一性のたしかな銀行券ではあっても、その内容は銀行券とまるでちがったものになつてしまふのである。

(31) 「兌換銀行券の発行方法のちがひによつては、兌換銀行券の信用貨幣としての本質はなんの变化もうけないが、兌換銀行券の擬制資本としての本質はたがいにちがつてくる……。兌換銀行券は、どんな方法で発行されようと、いちように、発券銀行のだす金債務証券＝信用貨幣……であり、したがつて、へげんじつの流通過程ではそのへげんじつ＝現実的金との同一性」という性格にもついで貨幣流通の法則に支配されて運動する。けれども、兌換銀行券の発行方法がちがうと、兌換銀行券にたいして追加的にあたえられるもうひとつの本質がちがつてき、したがつてまた、兌換銀行券は、このもうひとつの本質のちがひにおうじてへげんじつの流通過程のそとでは発券銀行の擬制的利子つき資本としての必然的な還流運動をしなかつたり、したりする。」(飯田「銀行券の総運動」(二)二〇頁参照)。

(32) 飯田「銀行券の総運動」(一)一三頁参照。

かくして、資本の規定をとり入れれば金との同一性のもつとも確実な金買上げ発行銀行券が疎外されるし、金債務規定を強調すれば、銀行券は商業手形との差別がきえてしまふ。いまや飯田教授にとつて資本規定の追加はまったく命ととなりそうだ！

五 貸付規定の失踪

銀行券の本質にかんする飯田教授の単純なる金債務証券説が貸付規定を追加することによつて階層的な二元論へと変わ

っていった弁を、教授はつぎのように述懐しておられる。すなわち、「岡橋教授は、兌換銀行券が（不換銀行券もまたおなじく）信用貨幣でありながら、発券銀行からのその発行方法（じつは貸付方法―岡橋）のちがいにおうじて、それぞれしたがう流通法則をことにするところの、△ほんらいの銀行券▽や△ほんらいならざる銀行券▽（三種の△異質銀行券▽）とに分裂するという、およそ通説からとおくかけはなれた説をとなえられた。わたくしは、この異説にたいする諸論評（△兌換銀行券と不換銀行券▽『経済評論』第五卷 第一号）いらいのを、さいしょのうち、おもにただ、教授によって提起されたところの、兌換銀行券の信用貨幣としての本質と運動―そしてまた、不換銀行券の△信用貨幣▽（ほんとうは価値表章）としての本質と運動―のそれぞれの一側面だけに集中して、岡橋説がそれぞれの、一側面にたいする正しい理解をつかむことにどんなに失敗しているか、そしてまた、では、それにたいする正しい理解はどうでなければならぬか、ということをさぐるためにささげてきた。いまいよいよ、われわれは、兌換銀行券の（そしてまた不換銀行券の）二重の本質と二重の運動との総合的な、つまり、いっそう具体的な考察に足をふみいれようとしている」（傍点原文のまま）のだと。ここに銀行券の「二重の本質」とは、いうまでもなく、その貨幣論の規定と信用論の規定の二つのことであって、これまでは貨幣論の規定のがわからしか銀行券を見ていなかったが、これからは貸付の規定を追加して、擬制的利子つき資本としての銀行券の側面をも、いよいよ、考察することとしようといわれるにある。

(一) 飯田「銀行券の総運動」(一)一七頁注(一)、およびその(二)二二頁以下参照。

ここに、飯田教授の銀行券の本質にかんする単純商品流通視角がこれほどあざやかに語られていることもまた珍らしいであろう。「兌換銀行券の信用貨幣としての本質」（傍点―岡橋）というのは、いうまでもなく金債務証書のことにはかならない。すなわち教授は、兌換銀行券とは商業手形とおなじただの金債務証書＝信用貨幣だといわれるのである。しかし

兌換銀行券とは商業手形のようなただの金債務証券ではない。それは貸付^レけられた銀行手形^レ金債務証券であつて、銀行券とは生れながらの擬制的利子つき資本なのである。すなわち、商業手形は商品流通がある程度の発達を見たところであれば発生しうるが、銀行券は資本流通のないこのような単純商品流通のもとでは決して発生することのできない代用貨幣なのである。だから教授のように銀行券をひろく貨幣の支払手段機能にのみ結びつけて^②、すなわち商業手形とおなじに債務証券としての規定からのみ理解しようとすることは、資本的規定をその発生から背負っている銀行券の本質把握には無理というものである。しかるに飯田教授は、この擬制的利子つき資本としての側面をこれまですこしもかえりみようとせず、もっぱらその貨幣論的規定の「一側面だけに集中して」考察してこられたのであるから、銀行券の資本的規定に制約された貨幣的側面を強調する私見「にたいする正しい理解をつかむことに」教授が「どんなに失敗」されたかは、私のこれまでの反批判によってすでに明らかなるところである。^③私見にたいする教授の批判および反批判は、いずれも教授のかかる単純商品流通視角だけからなされたもので、教授にとつて私の資本流通視角がいかに理解しがたかつたかは、前掲引用文におけるように、銀行券の貸付方法^レ発行方法にもとづくその差別性をもつて奇怪な主張であるかのように見ておられることにも、よくあらわれているのである。

(2) 飯田「銀行券の総運動」(一)二六〇～八頁参照。

「生産者や商人のこの相互的な前貸が信用のほんらいの基礎をなしているのと同様に、その流通用具たる手形は、本来的な信用貨幣たる銀行券・その他の基礎となつてゐる。この銀行券・その他は、貨幣流通—金属貨幣の流通であるか国家紙幣の流通であるかを問わず—にもとづくのではなく、手形流通にもとづく」(Kapital. III, S. 436.)これは周知のマルクスの文章であるが、教授はこの「手形流通」を「支払手段としての貨幣の流通」であるもののように誤解されて、銀行券の本質を商業手形と同一視する単純商品流通視角を曝露される。すなわち、「ここに本来的な信用貨幣^レというのは、^レ銀行券・その他^レのうちの一部分のことである。

はなく、全部のことであるかぎり、いまわれわれの研究対象となっているうえの（金買上げ発行—岡橋）兌換銀行券もまた、△手形流通にもとづく▽といわなければならない」として、金買上げ発行銀行券というたんなる銀行の手形を、貸付発行された銀行の手形ないしは予金形態の銀行債務（予金貨幣）のなかにしのびこませておられる。前掲のマルクスの引用文では、流通する商業手形は「本来的な商業貨幣」として、とくに、「本来的な信用貨幣」と區別して用いられているにもかかわらず、教授は、商業手形とかわらない銀行の手形にすぎないところの金買上げ発行銀行券を「本来の信用貨幣」のなかにふくませて、「本来的な信用貨幣」を「本来的な商業貨幣」にすりかえてしまわれたのであった。そうして教授はこの第一歩で誤まった解釈を、さらに、つづけられる。「ところで、もし△手形流通にもとづく▽ということのいみをたんに△商業手形の割引にもとづくということにしか解釈しないとすると、うえの（金買上げ発行—岡橋）兌換銀行券はげんに手形割引によってできたものではない（貸付けられて出たのではない）だの銀行手形だ—岡橋」のだから、その発生根拠も△手形流通▽にもとめることはできなくなる。なるほど、商業手形の割引は、資本家的な形態の銀行券が成立した歴史的段階での、兌換銀行券の本来的な、そしてまた基本的な発生根拠であったのだからけれども、△手形流通にもとづく▽ということのいみをこのようにせまく△商業手形の割引にもとづく▽ということにしかみないばあいには、うえの兌換銀行券だけでなく、手形貸付によってでる兌換銀行券もまた△手形流通にもとづく▽ものではなくなる」と（傍点—岡橋）。このようにほんらいの信用貨幣としての銀行券が、私人手形にかわった、すなわち貸付けられた銀行手形であって、私人手形にかかわらず、私人手形とおなじはだかの銀行手形にすぎない金買上げ発行銀行券をば教授は、執拗に、「本来的な信用貨幣」のなかにしのびこませようとする。「そこで、銀行券、その他は△貨幣流通…にもとづくのではなく、手形流通にもとづく▽というマルクスの命題を、それら（私人手形にかわってあらわれる銀行の手形、その他—岡橋）は△流通手段としての貨幣の流通にもとづくのではなく、支払手段としての貨幣の流通にもとづく▽というふうに解釈しなければ、銀行券、その他の一部は△本来的な信用貨幣▽のなからみだしてしまふことになる。ところが、こう解釈すると、△本来的な信用貨幣▽はすべての兌換銀行券、その他をふくみうるし、それにまた、いまわれわれの研究対象となっている（金買上げ発行—岡橋）兌換銀行券も△手形流通にもとづく▽といえることになる。…兌換銀行券は、現実的金との同一性をたもってはいても、現実的金そのものではなく、現実的金にたいする債務請求権にすぎない。商品が、貨幣にたいしてではなく、そのような貨幣請求権△手形にたいして売られるばあいの貨幣の機能こそ支払手段機能といわれるところのものだし、貨幣が支払手段として機能するばあいには、

そうした貨幣請求権 \parallel 手形いっぽんが発生しなければならなかった。」しかし「手形いっぽん」は「商業貨幣」ではあっても決して「信用貨幣」ではないから、「こうして、兌換銀行券は、金買上げによってるか、商業手形の割引によってるか、それとも手形貸付によってるか、にはぜんぜんかわりなく、すべて貨幣請求権なのであるから、いちように貨幣の支払手段機能に発生根拠をもつわけだ」とはいえても、すなわち商業貨幣と信用貨幣との共通の発生基盤の説明にはなっても、前者からとくに区別された信用貨幣としての貸付発行銀行券が、商業貨幣にかわってあらわれたものである点がいままで明らかとはならないのである。すなわち貸付発行銀行券は、金買上げ発行銀行券とはちがって、貨幣請求権 \parallel 手形という性質だけでは存在しえないものであり、私人手形にかわってしかあらわれないことのできないものであって、擬制的利子つき資本としての本質はその発生の条件としており、あとから「追加」さるべきものではない。したがって「金買上げだの、商業手形の割引だの、あるいは手形貸付だの、兌換銀行券の発行ルートでのちがいが、兌換銀行券の支払手段機能からの発生のさいの媒介方法のちがいを示すものにはすぎない」のではなく、「商業手形の割引だの、あるいは手形貸付だの、私人手形にかわってあらわれた銀行手形、すなわち擬制的利子つき資本としての本質をもった銀行手形がどのような貨幣を節約するかを決定することであって、このような銀行券は貨幣の支払手段機能からだけでは発生しえない。貨幣が支払手段として機能するだけでは（商業）手形—商業貨幣しか発生できず、擬制的利子つき資本となりえない金買上げ発行銀行券こそまさにそれなのである。

「つまり、商品流通の必要にもとづいて結果的に発生する兌換銀行券（すべての）は、貨幣の支払手段機能からうまれる貨幣債務請求権 \parallel 手形だ」とはいえない。むしろ擬制的利子つき資本としての本質をそなえた貨幣請求権 \parallel 銀行手形こそがほんらいの信用貨幣たる銀行券なのである。

かくして擬制的利子つき資本としての本質をもたない金買上げ発行銀行券を、ほんらいの信用貨幣としての銀行券だと偽証するために、「手形流通」を「貨幣の支払手段機能」にまで掘りさげてより、根底的に曲解されるほどのこともないであろう！

なお「銀行券の総運動」(一)二頁および二四—二五頁においても、教授は、すべての兌換銀行券が、「支払手段としての貨幣の機能からじかにうまれるといわれるわけは、兌換銀行券がそもそも貨幣そのものの、あるいは貨幣表章(価値表章) — 流通手段としての貨幣の機能から直接発生するところの—ではない貨幣債務請求権 \parallel 信用貨幣 \parallel 手形であるということにある」とされ、それが貸付けられた手形として、商業貨幣からも区別されなければならない点をたくみにさけて、その資本規定がいつもうまくは

ずされているのである。このように教授にとって銀行券の資本規定はまったくのおそえものにはすぎず、教授の銀行券本質観の単純商品流通視角の根深さがうかがわれよう。

(3) 例えば、これまで私が飯田教授の主張にたいして批判ないしは反批判した諸々の論文を、論争史的にアレンジして、問題点の展望をあたえたものに、拙稿「銀行券論争の諸問題」(経済学研究 第二六卷 第三号 昭和三十五年九月)がある。なお、おなじく第二六卷、第二号所載の拙稿「銀行券論争にかんする文献」参照。

ところで、銀行券の貸出方法による銀行券の運動の差別性に反対された理由は、じつは、教授の銀行券本質観が貨幣論的段階にとどまって、単純商品流通の視角からのみ物ごとを考えておられたからであって、やがて信用論的な段階へと眼をむけられるやいなや、銀行券の貸出方法のちがいをいつまでも無視しつづけるわけにもいなくなつたのであつた。銀行券が流通界にはいっていくのは、それが流通手段あるいは支払手段として流通する貨幣のかわりをせんがためであるから、銀行券が流通手段としての貨幣にかわるものとして貸出されるか、あるいは支払手段としての貨幣にかわるために貸出されるかのちがいが、その差別性は、その貸出方法、発行保証物件のちがいによって制約されるをえない。このような私見にたいして、教授の初期の論文では、貨幣論的段階から反対してこられたのであつたが、いまや、ようやくその誤りをさとられて、「そのさいの(初期の反対論における―岡橋)わたくしの関心は、兌換銀行券の発行・貸付方法―担保のちがいによって、△げんじつの流通過程」での信用貨幣としての運動のうえにちがいが生ずるといふ岡橋説に反対することにあつた」と反省され、「独特な流通過程」では、一応、そのちがいをなんらかの形でとりいれようと努力されているもの、教授の貨幣論段階的な考え方、その単純商品流通視角はなお根づよく温存されているのである。すなわち、「わたくしはここでもうひとつそのうえにつけくわえよう。それは銀行券(発券銀行の貸付によってでる兌換銀行券―追記)が、一方ではげんじつの流通過程での信用貨幣Ⅱひとつの代用貨幣の形態としての運動をおこなうものであると同時に、他方では

△独特な流通V過程での利子つき資本の運動をえがくものである、ということの確認である。△貸出方法の差別Vは、銀行券の利子つき資本としての運動の差別——といっても、利子つき資本の運動したいの差別ではなく、利子つき資本としての運動を開始する△方法V・貸付のしかたと、終結する△方法V・返済のしかたとの差別——にかかわるのであって、けっしてげんじつの流通過程での銀行券の運動(流通)の差別を規定するのではない。銀行券は、どんな方法で貸出されようと、ただげんじつの流通過程の要求——△貸出方法の差別Vとは無関係な——にしたがって、あるいは支払手段として(支払手段としての貨幣を代理して)、またあるいは流通手段としての(流通手段としての貨幣を代理して)機能するほかはないのだ。△貸出方法の差別Vが△銀行券の差別性Vを規定するおもな要因として構想されているというじじつのなかに、岡橋説の△体系Vの基本的な欠陥がひそむ……」と。

(4) 飯田「兌換銀行券と不換銀行券」(経済評論 第五卷 第一号 昭和三十一年十一月号) 三九〇頁参照。

(5) 飯田「銀行券の総運動(二)」二二頁注(1)参照。

(6) 飯田「銀行券の△流通根拠Vと△流通量法則V—岡橋反論の問題点—」(大阪市立大学経済学部・経済学年報 第一〇集) 五二―三頁参照。

いまさら、ここに、教授の主張の誤りを詳論するまでもないが、貸出方法のちがいをもっぱら「独特な流通過程」の問題としてとり入れようとする構想は、さらに、前節らしい詳細検討してきた最近の諸論文においては、この「△貸出方法の差別Vを兌換銀行券の利子つき資本(擬制的)としての運動のちがいとの関係」の問題として究明され、銀行券の本質的同一性のもとにおけるその運動の差別性という私の構想が、飯田教授にあっては、銀行券の運動的差別性をその擬制資本としての追加的本質の差別性から説く、本質・運動の一体性の理論として展開されたわけである。けれども、銀

行券の擬制的利子つき資本としての運動は、たんに、「独特な流通過程」におけるものとして孤立化されるものではないし、そのうえ、この「独特な流通過程」においてはじめて銀行券は、擬制的利子つき資本という「もうひとつの追加的な本質」をうけとるでもない。銀行券というものは、前掲引用文において、わざわざ、「発券銀行の貸付によってでる兌換銀行券」と「追記」まで挿入されて注意を喚起しておられるように、貸付けられた銀行手形であり、それは生まれながらの擬制的利子つき資本であって、それが「げんじつの流通過程」においても擬制的利子つき資本たることをやめえない、不可缺の本質となっているのである。このような銀行券が、産業資本の貨幣形態として機能し、資本としての運動をするのも「げんじつの流通過程」であって、あるいはそこで所得貨幣として機能するばあいも、擬制的利子つき資本であることをやめないのである。このように貨幣的規定と資本的規定とが不可分的に融合しているという意味で、はじめて、「ほんらいの信用貨幣」だといえるような、そんな銀行券をば、飯田教授は、「げんじつの流通過程」では、商業手形とすこしもかわりがない、ただの貨幣的な規定しかもたない「信用貨幣」、すなわち「ほんらいの商業貨幣」として運動するだけのものと誤解し、擬制的利子つき資本としての「もうひとつの本質」は「独特な流通過程」において、ようやく、取り戻せるもののように考えておられる。だから貸付発行銀行券にあっては、発券銀行の金債務支払約束証書⁽⁷⁾≡発券銀行の約束手形という「ほんらいの信用貨幣」≡商業貨幣としての本質と擬制的利子つき資本としての本質とは「おなじ瞬間」に成立し、「不可分的に結びあわされて」いるものであるといわれながらも、なおこれら「二つの本質は論理的には、べつべつなもの」(傍点―岡橋)であり、「げんかくに区別されなければならぬ」ものとされ、擬制的利子つき資本としての本質を除いては銀行券の存在すらありえないことが、教授にとつては理解しがたいようであった。

(7) ちかごろ、飯田教授は、銀行券の資本規定を問題にされるようになってからは、信用貨幣を商業貨幣から、一応、概念的には区

別しようと努力しておられるのではあるが、ふるい慣行からはなかなか抜けがたいものと見えて、つい信用貨幣と商業貨幣とを同一視され、その本質を金債務証券書 \parallel 手形にもとめられ、前述のように、「いつでも貨幣と交換される」、「いつでも持参人にたいして \parallel 現実的貨幣 \parallel 現実的金を \parallel 支払われうる」ということ、すなわち「金債務証券であるということが銀行券をほんらいの信用貨幣にしている」のだといわれ、それがただの金債務証券書 \parallel 手形でなく、したがって銀行券が信用貨幣だということは、貸付けられた手形 \parallel 金債務証券、すなわち擬制的利子つき資本だから、「ほんらいの商業貨幣」から区別された「ほんらいの信用貨幣」だと、はじめて、いいうることが、どうしても、教授には理解しがたかったようである（飯田「課題」五一頁参照）。これは明らかに銀行券を商業貨幣段階において、すなわち教授のいわゆる「貨幣論」の規定でもって、銀行券の本質でないをつかもうとすることである。だから「兌換銀行券 \parallel 不換銀行券が信用貨幣であるのは、それが擬制的貸付資本・擬制的利子つき資本であるからだ、という岡橋教授の論理は、銀行券の貨幣論の規定とその信用論の規定との混同のうえにたつもの」だと非難されたり、また銀行券の運動における差別性をその貸出方法のちがいがら把えることが、銀行券の貨幣論の規定における本質・運動を信用論の規定における本質・運動と「混同」するように錯覚されたわけである。

(8) 飯田「銀行券の総運動」(一)六七頁、およびおなじく「課題」六〇頁注(6)参照。

このように、「ほんらいの信用貨幣」から資本規定を放逐して「ほんらいの商業貨幣」に転化しておられるところに、飯田教授の銀行券本質観における貨幣論的視角がはっきりと顔をだしている。そうして教授が、折角、苦勞して手に入れた銀行券の資本的規定も、いつのまにか消えてなくなってしまう。教授のこのような誤りは、銀行券の「ほんらいの本質」を金債務証券書にもとめたときに、すでに、決定されていたことである。さらに、貸付の規定をいれて、擬制的利子つき資本としての本質を銀行券に追加はしてみたものの、可能的な擬制資本として金買上げ発行銀行券を温存した結果は、擬制的利子つき資本としての貸付発行銀行券を、ほんらいの商業貨幣から区別されたほんらいの信用貨幣として、充分に評価することをさまたげた。⁽⁹⁾このように、教授の銀行券本質観が、銀行券の資本・信用論の規定を充分にうけいれないよ

うなものであったから、その貨幣論的な規定にだけかたよっていは、貸付けられた銀行手形としての銀行券、すなわち貨幣の規定と資本的规定とが不可分に結合し綜合されていると見る私見「にたいする正しい理解をつかむにどんなに失敗」されたかは、いわずもがなであろう。しかもげんみつな分析の結果ようやく見つけだされた「信用貨幣性の擬制的利子つき資本と価値表章性の追加的な擬制的利子つき資本」とは、それぞれ本質的にはちがったものであるにもかかわらず、その他の擬制的（利子つき）資本のように独自の範疇として外在化しえないものであったりして、教授が最後の切札として追加された擬制資本規定もかえって教授に反攻する結果とはなった。そうして銀行券の本質的同_一性のもとにおけるその運動の差別性_一にかんする私の構想に似せて、教授はいまや銀行券のほんらいのひとつの本質のもとにおける「もうひとつの追加的な本質」の差別性を説き、かくして、いまだ商業貨幣にしかすぎない金買上げ発行銀行券をも、貸付発行銀行券とともに、ほんらいの信用貨幣に同化され、その運動の多様性をかろうじて確保することによって、ここに、ようやく、銀行券の本質・運動の一体性の理論を守りとおすことができたのである。

(9) 飯田「銀行券の総運動」(二)二四～五頁、二二頁および二〇頁参照。

けれども銀行券の擬制資本規定は、教授にとってはあくまでも「追加的にあたえられる本質」であって、金債務証書のように銀行券にほんらいの本質ではないから、それは時には⁽¹⁰⁾可能的な規定であり、「擬制資本」であった銀行券もそうではなくなることもある。それはあたかも貨幣が産業資本の貨幣形態となったり、あるいは所得の貨幣形態となることによつて、あるときは資本として機能したり、またあるときはただの貨幣として機能するのとおなじなのである。しかし貨幣が利潤を生むという資本としての機能は、貨幣そのものの本質でもなければ、追加的な本質でもない。それは貨幣資本と

しての本質であるにすぎない。かくして教授の銀行券本質観は、その金債務証券におかれ、銀行券にとってほんらいの本質が金債務証券であるかぎり、商業手形の通貨形態である商業貨幣と貸付けられた手形の通貨形態である信用貨幣との差別は消えうせ、教授の単純商品流通視角が確立するとともに、折角もちだされた「貸付」の規定も姿を消さなければならぬ。

(10) 飯田「銀行券の総運動」(二)二〇頁その他参照。

人はかならず初恋にかえるという！ 飯田教授にとって金との同一性の保証された典型的な兌換銀行券とは、金買上げ発行銀行券であった。それは銀行という名の商人の振出した商業手形であり、信用の貸付がなくとも発生しうるところの商業貨幣(単純商品流通段階における信用貨幣)である。兌換が停止されると銀行券はもはや債務証券ではなくなり、それはただの紙幣、すなわち信用取引、手形取引のまったく行われえない、そのみではなく支払手段としての貨幣の存在すらないような商品流通の發展程度のきわめて低い単純商品流通における代用貨幣にしかすぎない不換紙幣になってしまふ。⁽¹¹⁾ ここにおいて、飯田教授の銀行券本質にかんする単純商品流通視角はその全貌をあらわす。このように、銀行券金債務証券によって決定づけられていた単純商品流通視角は、いろいろなところに顔をだす。われわれは、さらに機会をあらたにして、銀行券の価値にかんする教授の単純商品流通視角を問題にするであらう。

(11) 飯田教授にあっては、債務とは貨幣債務であって、貨幣に金の支払を債務履行の内容とするものでなければならなかった。金でない代用貨幣は貨幣の支払手段としての機能を代行しえないから、金貨の流通しないところには、もはや信用取引もなければ、したがって手形の発生も、流通もないこととなる。

飯田教授は「不換銀行券」をもって「兌換銀行券の全面的な転化形態である」とされ、その兌換銀行券は、また、「支払手

段としての貨幣の流通にもとづいて」発生するのであるから、兌換の停止された銀行券の流通する商品流通の段階とは、支払手段として機能しえないような代用貨幣しか流通しない、したがっておよそ信用取引もなければ手形の流通もない、きわめて未発達な商品の生産・流通の段階だということとなる。かくて、「不換銀行券は、たんなる価値表章としての不換紙幣とはちがひ、貨幣の流通手段機能からじかにうまれるのではなく、いっそ高度な理論的・現実的段階である近代的な信用諸関係―貨幣の支払手段機能から直接に生ずる信用貨幣のアンティテーゼ・価値表章を性格的にうちにくむ追加的擬制資本をばたえず創造できる歴史的段階の中央発券銀行が中心的な地位にたつところの近代的な信用諸関係―そのものなから発生するのだ」と、兌換停止下の銀行券の「近代的不換紙幣」性（釐教授の表現）をどれほど誇示されようと、それは所詮、ひかれものの小唄におわろう！（飯田「銀行券の総運動」(一)三〇頁、およびおなじくその(一)二六―七頁その他参照）。